

ソフト事業

○地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

令和8年度概算要求額：
545百万円

概 要

- 外国人延べ宿泊者数の約7割が三大都市圏に集中しており、地方誘客を進め、地方部における地域周遊や長期滞在を促進していくことが重要である。また、人口減少下の国内交流拡大の重要性を踏まえれば、国民の観光旅行の滞在の長期化を図っていくことも重要である。
- かかる状況を踏まえ、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で国内外旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、地域が一体となつて行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業イメージ

旅行者の地域周遊の促進



地域を跨ぐ長期滞在の促進(※)



ストーリー：サムライの繁栄と衰退の物語から、
武士や日本の精神文化に触れ、自身に繋がる学び
を得る

※ロングストーリーツアー(7日間以上にわたり、ツアー全体で設定されたストーリーに沿って、全行程にガイドが付き添う形で地域のコンテンツを巡りながら、旅行者が新たな気づきや感動を得ることを目的とするツアー)を含む。

対象者

補助対象：登録DMO等

対象事業

旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

①調査・戦略策定

②滞在コンテンツの企画開発

③周遊環境整備

④旅行商品流通環境整備

⑤情報発信・プロモーション

※地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行ったものに限る。

支援内容

【補助率】

①：定額（上限1,000万円）

②③④⑤：事業費の1/2等

昨年度からの変更のポイント

・現時点では未定のため、決まり次第、地方運輸局等からご連絡します。

支援手続スケジュール

・現時点では未定のため、決まり次第、地方運輸局等からご連絡します。

【連絡先】

国土交通省 観光庁 観光地域振興課 広域連携推進室 TEL：03-5253-8327

○地域の社会課題解決に資する起業者展開推進事業

令和8年度概算要求額:
22百万円

概要

■内閣府地方創生推進室では、地方の社会課題解決を促進するために、「地方での生活に必要な機能の提供」を行う社会課題解決の担い手の起業促進や経営課題への対応力強化を、セミナーや現地勉強会・マッチング会、ポータルサイト上での好事例等の情報発信等を通じて支援している。

事業イメージ

＜社会課題や社会課題解決事業の例＞

地域資源の価値向上

地方での生活に必要な機能の提供

(社会課題)

地場産業の振興 ①観光業	地場産業の振興 ②地域文化・伝統産業	地場産業の振興 ③農林水産業
効率的なサービスの提供	生活インフラ縮小への対応	空き家増加に伴う治安悪化の改善
子育て支援ニーズの高まり・多様化への対応	地域住民間のつながり創出	ハンディキャップを持つ人々のニーズへの対応

(社会課題解決事業)

- 交通弱者向けの福祉タクシー
- 地域住民間のつながり創出のための施設運営
- デジタル技術を活用した農林水産業の生産性向上
- 地方の特産品や伝統文化を活用した観光体験の高付加価値化



- ・他の人の起業分野・方法を知りたい
- ・起業後の運営課題に事前に備えたい
- ・自分のビジネスアイデアが市場で通用するのか確かめたい
- ・活用できる制度を知りたい

セミナーや現地勉強会・
マッチング会、ポータルサ
イトによる支援

社会課題の解決に
取り組む具体事例

支援制度・窓口情報

セミナー実施レポート

起業・事業継続等に対す
る不安・懸念の解消

社会課題解決の担い手の
起業促進・事業拡大等

社会課題の解決促進

対象者

- ・「地方での生活に必要な機能の提供」を行う社会課題解決の担い手（予定者含む）及びその支援者

対象事業

- ・地域内で不足している生活に必要な機能の提供を行うことにより社会課題の解決を目指す事業。

支援内容

①セミナー事業

有識者や起業経験者、支援者等を講師として招き、経営課題への対応力強化や、既存事業の更なる発展、起業を促す情報を提供する。

②現地勉強会・マッチング会

社会課題の解決に資する事業の担い手や地方自治体、金融機関といった支援者を対象に、講義や現地視察を通じた社会課題の解決に向けた起業のノウハウを学ぶとともに、担い手と支援者のマッチングを図る。

③ポータルサイト運営

好事例や支援メニュー等の掲載及び相談窓口を設置したポータルサイトを運営する。

スケジュール（予定）

セミナーの開催や好事例の掲載等の情報はポータルサイト
（ <https://chiikisyousya-network.go.jp/> ）にてご確認ください。

【連絡先】 内閣府地方創生推進室 03-6257-1417（直通）

○伝統的工芸品産業支援補助金

令和8年度概算要求額：
1,086百万円の内数

概要

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）」第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を対象とし、伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により認定を受けた各種事業計画に基づき実施する、後継者育成や需要開拓・意匠開発等の取組を支援する。

事業イメージ

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、
学校法人・コンサルタント等：1/2）



新商品開発の例：尾張仏具（愛知県）

尾張仏具の伝統的な加工技術と木目を活かしたインテリアやテーブルウェアを開発。業界閑散期の売上底上げと、産地の活性化および技術の継承を目指し、神仏具業界以外の分野で現代の生活に合った新製品を拡充し、また情報発信によるPRも行った。



後継者育成の例：琉球絨（沖縄県）

150日間の研修で、琉球絨の製織技術習得を中心とした総合的な研修を実施。
各受講生が着尺6反（夏物3反、冬物2反、花織1反）を制作し、デザインや染色の基本も学んだ。



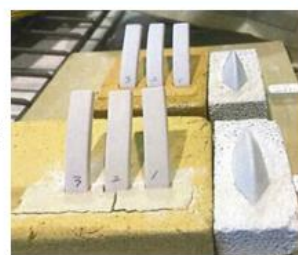
販路開拓の例：熊野筆（広島県）

化粧筆や書道筆を用いるシーンやターゲットが大きく変化する中、現在流行の形状や色彩を取り入れ、消費者に訴求するデザインの新商品を開発し、ブランディング戦略に基づいての告知や、インターネット等を活用した需要の開拓を実施。



原材料確保対策の例：波佐見焼（長崎県）

波佐見焼の主原料である天草陶石の現状を把握するとともに、陶土業者等と連携して未使用の天草陶石活用のための調査研究を行い、安定した原材料の確保を行う産地としての体制を整備。



対象者

国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

対象事業

伝産法に基づき認定を受けた各種事業計画に沿って実施される事業を対象とする。

支援内容

下記事業について、上限2,000万円を補助。（ ）は補助率。

【振興計画】 後継者育成事業（1/2、2/3以内）、技術・技法の記録収集・保存事業、原材料確保対策事業、需要開拓事業、意匠開発事業（2/3以内）

【共同振興計画】 需要開拓等共同展開事業、新商品共同開発事業（2/3以内）

【活性化計画・連携活性化計画】 活性化事業、連携活性化事業（2/3以内）

【支援計画】 人材育成・交流支援事業、産地プロデューサー事業（1/2以内）

支援手続スケジュール

公募期間等は各経済産業局にお問合せください。

（例年 1 月頃に募集開始。ただし、補助金の応募申請の 1 か月前までに伝産法の計画認定を受ける必要があります。）

【連絡先】

経済産業省商務・サービスグループ

文化創造産業課伝統的工芸品産業室

TEL : 03-3501-1750

各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局

URL :

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/densan/plan.html

継続

○インバウンド地方誘客・食関連消費拡大促進事業

令和8年度概算要求額：20百万円

概要

- ・農林水産省では、地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を、「SAVOR JAPAN」として農林水産大臣が認定しています。
- ・インバウンドの地方誘客と食関連消費を拡大し、地域の食文化の継承等を図るため、関係省庁との連携の下、ガストロノミーツーリズムや酒蔵ツーリズム等に取り組む地域や、農泊・海業推進地域、SAVOR JAPAN認定地域間の連携をコーディネートすることにより、海外の富裕層をターゲットに地域の食や農林水産業などの魅力で海外需要を取り込み、ひいては輸出拡大、訪日リピートにつなげるモデル実証等を行います。

事業イメージ

SAVOR JAPAN認定地域に対する以下の取組を実施します。



対象者

民間団体等

対象事業

- ・ ガストロノミーツーリズムや酒蔵ツーリズム等に取り組む地域や、農泊・海業推進地域、SAVOR JAPAN認定地域間の連携をコーディネートすることにより、海外の富裕層をターゲットに地域の食や農林水産業などの魅力で海外需要を取り込み、ひいては輸出拡大、訪日リピーター誘客拡大につなげるモデル実証の取組
- ・ 広域型ガストロノミーツーリズムの創出を図るため、認定地域間の連携を促進し、特色ある食体験等を組み合わせた付加価値の高いツアー提供の充実
- ・ 認定地域において、「地方創生2.0」の取組を支える食文化の担い手を計画的に育成するため、若手や女性を含め、優良事例を活用した研修会等の取組
- ・ 認定地域のブランディング、プロモーションのため、JNTO等と連携し、日本産食材とともに、地域の食文化や景観などの一体的な情報発信等の取組

支援内容

委託事業

昨年度からの変更のポイント

海外の富裕層をターゲットに地域の食や農林水産業などの魅力で海外需要を取り込み、ひいては輸出拡大、訪日リピーター誘客拡大につなげるモデル実証の取組を実施。

支援手続スケジュール

令和8年3月：入札公告

令和8年3月：入札

令和8年4月：委託契約締結

【連絡先】

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部

外食・食文化課 食文化室 TEL 03-6744-2012

○原子力災害による被災事業者の自立等支援事業

令和8年度概算要求額：
4,500百万円の内数

概要

避難指示等の対象となった福島県被災12市町村のおかれた厳しい事業環境に鑑み、被災事業者の自立へ向けて、設備投資・人材確保・商圏の回復などの被災事業者が抱える課題に対応した支援、域内外の需要の取り込みや創業支援による地域のなりわい再建の促進、また、そのための事業者支援体制の整備を行うことを目的とする。

事業イメージ



対象事業

浜通り地域等の交流人口拡大に向けた来訪者を対象とした消費喚起策の実施や、コンテンツ開発や広域マーケティング等。

支援内容

- ▶補助事業として実施。
- ▶令和7年度の事業イメージはこちら

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/hamadoori-kouryuujinkou-shouhikakudai-jigyougaiyou.html>

支援手続スケジュール（予定）

- 5～7月頃 公募
- 8～9月頃 採択

【連絡先】

経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室
TEL：03-3501-2883

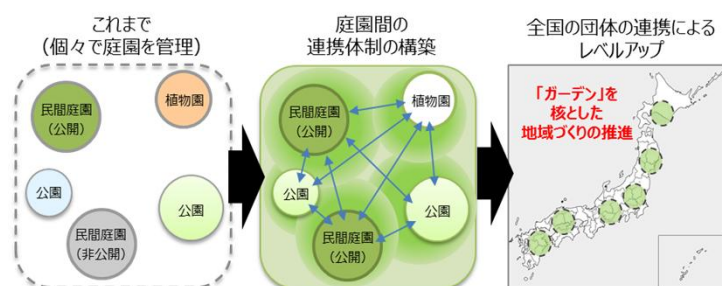
○ガーデンツーリズムの推進 (庭園間交流連携促進計画登録制度)

概要

複数の庭園等が連携し、多様な庭園等の個性を十分に発揮するように磨き上げを図ることで、魅力的な体験や交流を創出する取り組みを促進し、地域の活性化と庭園文化の普及を図る。

事業イメージ

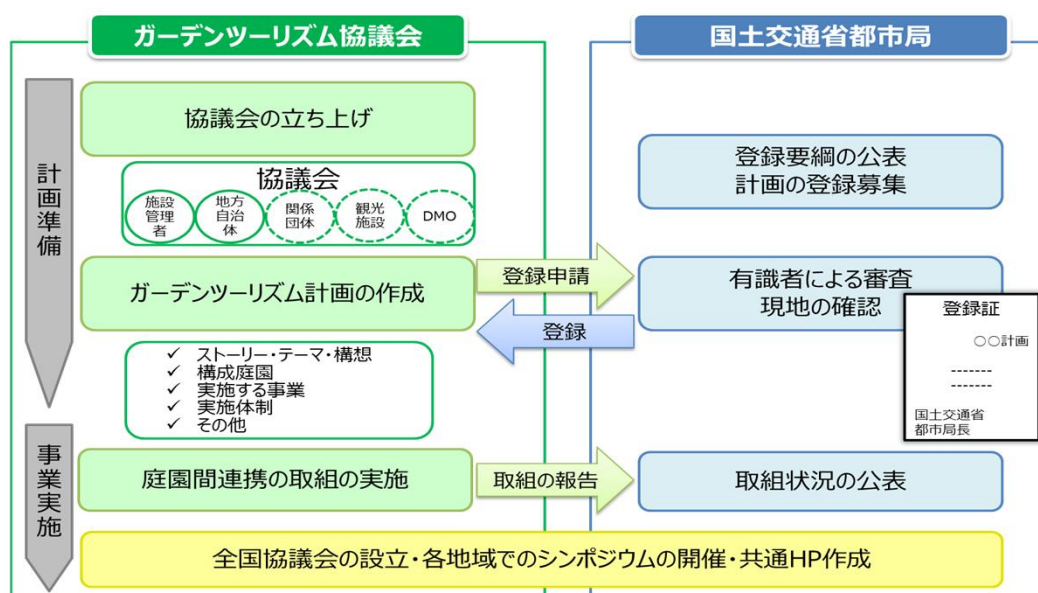
◆ ガーデンツーリズム登録制度 (イメージ)



◆ ガーデンツーリズム登録制度の登録ロゴマーク



◆ ガーデンツーリズム登録制度の流れ



対象者

地方公共団体及び庭園等の管理者、その他関係者を構成員とする協議会

対象事業

庭園間交流連携促進計画の主な記載事項は以下のとおり。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ① 計画の名称及び登録申請部門 | ② 計画のテーマ及び将来像 (ビジョン) |
| ③ 計画を構成する庭園等 | ④ 実施する事業 |
| ⑤ 協議会の構成員及び事業実施体制 | ⑥ その他計画の実施にあたって必要な事項 |

登録された計画：19計画（令和7年8月現在）

第1回登録

北海道ガーデン街道
北海道旭川市、富良野市、帯広市ほか



真鍋庭園（帯広市）

第1回登録

アメイジングガーデン・浜名湖
静岡県浜松市、湖西市、袋井市、掛川市



はままつフラワーパーク（浜松市）

第3回登録

雪舟回廊
岡山県総社市、島根県益田市、山口県山口市、広島県三原市ほか



萬福寺庭園（益田市）

第4回登録

花と暮らし恵庭の花めぐり※
北海道恵庭市



ガーデンギャラリー（恵庭市）

第6回登録

ローズマインドに出会う旅※
広島県福山市



ばら公園（福山市）

第1回登録

ガーデンネックレス横浜
神奈川県横浜市



日本大通り（横浜市）

第1回登録

宮崎花旅365
宮崎県宮崎市



フロランテ宮崎（宮崎市）

第3回登録

むさしの・ガーデン紀行
三鷹市、調布市、小金井市ほか



都立野川公園
（三鷹市／調布市／小金井市）

第5回登録

森の京都ガーデンツリズム
京都府亀岡市、南丹市、京丹波町ほか



千手寺（亀岡市）

第1回登録 **富士・箱根・伊豆**

「皇室ゆかりの庭園」ツリズム
神奈川県箱根町、静岡県沼津市、三島市ほか



沼津御用邸記念公園
（沼津市）

第2回登録

いばらきガーデン&オーチャードツリズム
茨城県水戸市、ひたちなか市、笠間市ほか



偕楽園公園（水戸市）

第4回登録

わかやま庭園文化と歴史回遊
和歌山県和歌山市、岩出市、紀の川市ほか



金剛峯寺蟠龍庭（伊都郡高野町）

第5回登録

みよし野ガーデン里山探訪※
埼玉県三芳町



三富今昔村（三芳町）

第1回登録

にいがた庭園街道
新潟県新潟市、村上市、新発田市ほか



旧齋藤家別邸（新潟市）

第2回登録

湘南邸園文化ツリズム
神奈川県小田原市、茅ヶ崎市、大磯町ほか



小田原邸園交流館 清閑亭
（小田原市）

第4回登録

みやぎ蔵王ハーモニー花回廊
宮城県川崎町、柴田町、蔵王町ほか



船岡城址公園（柴田郡柴田町）

第6回登録

花と湯の町 なかのじょう※
群馬県吾妻郡中之条町



中之条ガーデンズ（吾妻郡中之条町）

伊勢国お庭街道

三重県桑名市、菰野町、鈴鹿市ほか



北畠氏館跡庭園（津市）

花でつながる北関東花回廊

茨城県ひたちなか市、栃木県芳賀郡、群馬県館林市ほか



あしかがフラワーパーク（足利市）

第7回登録：令和7年4月登録

※恵庭・みよし野・なかのじょう・福山が「探訪部門」、その他は「周遊部門」

支援内容

- 国土交通省HP等において、各登録協議会に関する情報を国内外へ発信
- 全国都市緑化フェア等、緑に関する行催事と連携したPRを実施
- 先進事例の横展開を通じ、「ガーデン」を核の一つとした地域づくりを推進

全国都市緑化フェアとの連携



第7回登録証交付式



支援手続スケジュール（予定）

【第8回登録スケジュール】

令和7年 6月	庭園間交流連携促進計画の公募
7月	ガーデンツーリズム登録申請説明会
10月	全国会議の開催
冬頃	ガーデンツーリズム登録計画の決定
令和8年3月頃	登録証交付式・ガーデンツーリズム登録制度

随時、ガーデンツーリズムの登録申請に関する相談等を受付。

【連絡先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 TEL:03-5253-8420
URL:https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_gardentourism.html

○街なみ環境整備事業

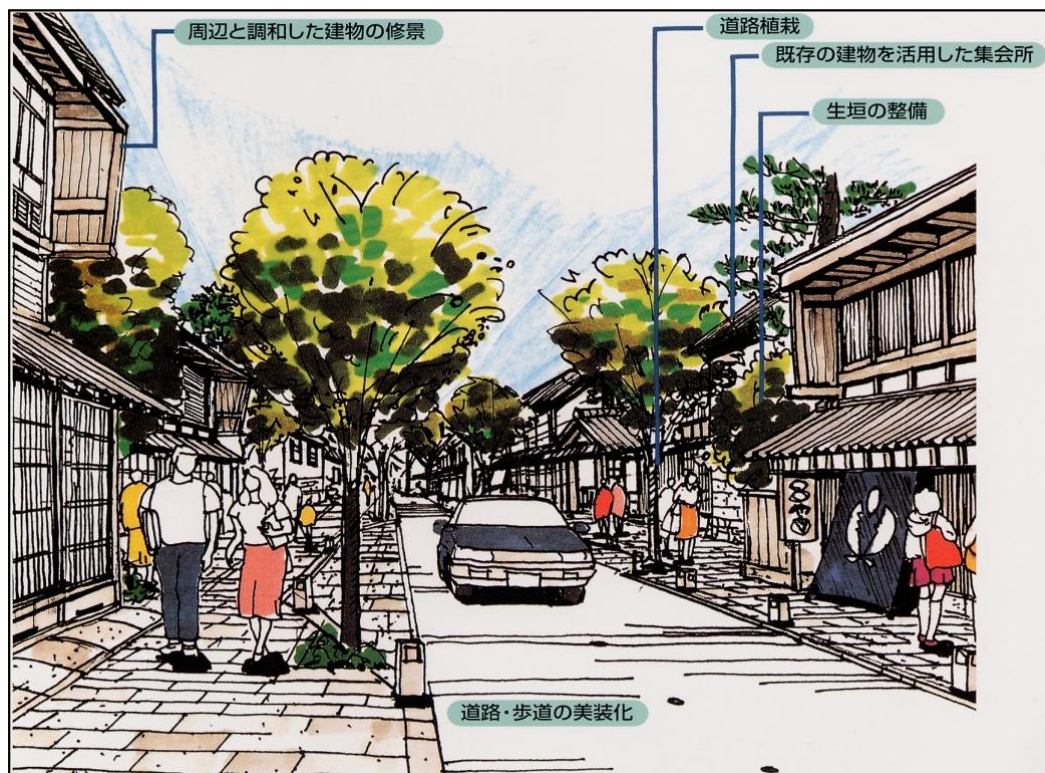
※社会資本整備総合交付金等の基幹事業

令和8年度概算要求額：社会資本整備総合交付金等の内数

概要

住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

事業イメージ・対象事業・支援内容



空家住宅等の除却

空家住宅等の除却(交付率:1/2)

街なみ景観整備の助成

住宅等の修景
(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2、1/3)

協議会の活動の助成

協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等
(交付率:1/2)

地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

電線地中化



(交付率:1/2)

対象者

市町村、法律に基づき組織された市町村を構成員に含む協議会

【連絡先】 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 TEL03-5253-8517

○離島活性化交付金

令和8年度概算要求額：1,202百万円

概要

離島における地域活性化を推進するため、地方自治体等による離島の観光情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり及び島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など、観光の推進による交流の拡大を支援する。

事業イメージ

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、定住促進や交流促進に係るソフト事業を支援する枠組み。

- ◆事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業：以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ※産業活性化事業における創業支援金は、上限事業費600万円/1事業
(地方自治体毎に3事業まで。)
- ◆事業期間：原則として3年以内
- ◆成果目標：あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
 - 雇用の創出のための戦略産品開発
 - 戦略産品(5品目まで)の輸送費支援
 - 企業誘致・創業等促進(企業誘致に向けた調査、コーディネーター招聘、離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援金等)
- ・定住誘引事業
 - U・I・Jターン希望者のための情報提供等
- ・流通効率化事業
 - コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機材、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
 - ドローン、グリーンズローモビリティ、遠隔診療の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
 - 買い物支援、高齢者の送迎支援等

・安全・安心向上事業

防災計画作成、防災講習の実施、防災機能強化のための設備等

○交流促進事業

- ・離島における地域情報の発信
 - パンフレット作成、WEBの作成運用、PR活動等
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
 - 中間支援組織の立ち上げ、観光メニュー等のプログラムの作成、交流人口の拡大に必要なトイレ改修等※
- ・島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進
 - 離島留学に関する支援(寄宿舎運営費・整備費等)、離島体験ツアー等

※洋式化、バリアフリー化を対象とし新設は対象外。

対象者

都道府県、市町村、一部事務組合、民間団体

対象事業

○「定住促進」事業・・・雇用機会の創出のための戦略産品開発、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・I・Jターン希望者のための情報提供、企業誘致のための仕組みづくり、デジタル技術等の新技術の導入による地域課題の解決、小規模離島等における生活環境の改善支援、防災計画策定など

○「交流促進」事業・・・離島における地域情報の発信、交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり、島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進など

支援内容

上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。

補助率：都道府県、市町村、一部事務組合・・・予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体・・・予算の範囲内で各事業の1/3以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）

特定有人国境離島地域における輸送費支援事業については、6/10以内（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えない額までとする。）

昨年度からの変更のポイント

昨年度から変更なし

支援手続スケジュール（予定）

随時受け付けている。

備考

【連絡先】 国土交通省 国土政策局 離島振興課 TEL：03-5253-8421

○地域再生制度

概 要

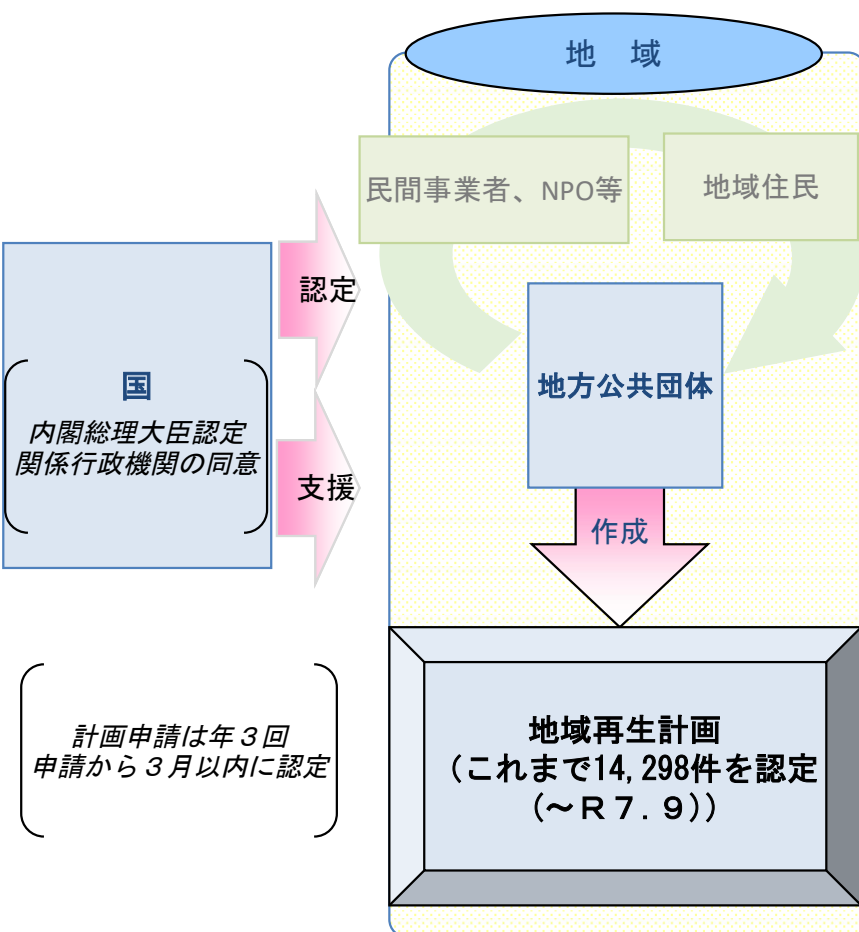
地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法に基づき地方公共団体が作成する地域再生計画の認定等を行う。

事業イメージ

○地域再生法（平成17年法律第24号）

- 地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「就業の機会の創出」「経済基盤の強化」「生活環境の整備」が3本柱
- 地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を載せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、地域再生基本方針（閣議決定）への適合を確認

○地域再生計画の認定プロセス



主な支援措置メニュー

- ①新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金)
(R6創設)
(注)デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ/地方創生拠点整備タイプ)(R4創設)等を新たに位置付けたもの。
(注)R6改正で、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体が第2世代交付金を活用し補助する場合には、地方負担分を地方債の起債対象とすることとした。
- ②企業版ふるさと納税
(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)(H28創設)
- ③地域再生支援利子補給金 (H20創設)
- ④企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)
(H27創設、H30改正、R6改正)
- ⑤地域再生エリアマネジメント負担金
(地域来訪者等利便増進活動計画)(H30創設)
- ⑥商店街活性化促進事業 (H30創設)
- ⑦「小さな拠点」の形成に係る手続・課税の特例
(地域再生土地利用計画)(H27創設)
(小さな拠点税制)(H28創設、H30改正)
- ⑧生涯活躍のまち形成事業 (H28創設)
- ⑨地域住宅団地再生事業 (R1創設、R6改正)
- ⑩既存住宅活用農村地域等移住促進事業 (R1創設)
- ⑪民間資金等活用公共施設等整備事業
(民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務特例)(R1創設)
- ⑫補助対象施設の有効活用
(財産処分制限に係る承認手続の特例)(H17創設) 等

対象者

地方公共団体又は地方公共団体の組合

対象事業

地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を実施するための事業。具体的には認定地域再生計画に記載された支援措置を活用して実施する事業。なお、地域再生計画の認定基準は以下のとおり。

▶地域再生計画の認定基準（地域再生法第5条第15項）

- 一 地域再生基本方針に適合するものであること。
- 二 当該地域再生計画の実施が当該地域における地域再生の実現に相当程度寄与するものであると認められること。
- 三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

支援内容

地域再生計画に記載し、認定を受けることにより活用することが可能となる法律上の特別の措置及び各所管省庁が地域再生計画と連動して実施する施策については、HPにて公表している。

▶詳細はこちら

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kekka/250328/07_250328_jimurennraku_attachment.pdf

▶観光地域づくりに資する施策例

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（内閣府）
- 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）（内閣府）
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度（内閣府）
- 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等（内閣府）
- 農山漁村振興交付金（農林水産省）
- 補助対象施設の有効活用 等

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度5月、9月、1月頃 地方公共団体から地域再生計画の認定申請受付
- 毎年度7月、11月、3月頃 内閣総理大臣が地域再生計画を認定

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 地域再生担当 TEL：03-5510-2474

○中心市街地活性化制度

令和8年度概算要求額：
27百万円

概要

【目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

【基本理念】 地方公共団体、地域住民及び関連事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的に取り組むことの重要性にかんがみ、その取組に対して国が集中的かつ効果的に支援を行う。

事業イメージ

基本方針
中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣、構成員：全閣僚）が
案を作成→閣議決定

地域ぐるみの取組

（まちづくり会社・商工会議所・市町村・地域住民・民間事業者等）
中心市街地活性化協議会

基本計画
への意見

中心市街地活性化
基本計画
＜市町村が作成＞

○基本的な方針
○位置及び区域
○目標（定量的な数値目標）
○計画期間（概ね5年以内）
○中心市街地活性化のための事業
○フォローアップ
○推進体制
等

申請

認定

内閣総理大臣による認定制度

内閣総理大臣

協議

同意

関係行政機関の長

認定計画の実施等について意見

認定中心市街地活性化基本計画

対象者

中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業主体
（地方公共団体、まちづくり会社、民間事業者等）

対象事業

- 市街地の整備改善
- 都市福利施設の整備
- まちなか居住の推進
- 経済活力の向上

基本計画の認定と連携した支援措置

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請上限数の緩和＋優先採択（内閣官房）
 - 中心市街地共同住宅供給事業（国土交通省）
 - 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）（国土交通省）
 - 中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金））（経済産業省）
 - 中心市街地活性化ソフト事業（総務省）
- ・・・等

支援手続スケジュール（予定）

- 認定を目指す前々年度まで 内閣府への事前相談が望ましい

- 認定を目指す前年度まで
 - ・地域の現状分析、住民等のニーズの把握
 - ・地元での中心市街地活性化への方針や計画の合意形成、都市計画手続き、中心市街地活性化協議会の設置
 - ・計画原案書の作成

- 認定を目指す年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本計画内容の調整、 国の支援措置について関係行政機関と調整												
事前ヒアリング												
基本計画素案の提出					★							
ヒアリング												
基本計画案の提出（完成）												
関係行政機関の長の事前同意手続												
基本計画の認定申請												
関係行政機関の長の同意手続												
基本計画の認定												★

備考

- 地方創生ホームページ
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/chukatu/index.html>

【連絡先】

内閣府 地方創生推進事務局 中心市街地活性化担当
 TEL：03-5510-2209

○地域公共交通確保維持改善事業

令和8年度概算要求額：
26,905百万円

概要

運転者等の担い手不足等に起因して、減便・廃線等が相次ぐ中、地域の実情に応じた形で移動手段を確保し、持続可能性を担保していくことは喫緊の課題。

判明した全国約2,500の「交通空白」について、「取組方針2025」に基づき集中対策期間（R7～9）での解消を図るため、デマンド交通や公共ライドシェア等の移動手段の導入に加え、複数の自治体や交通事業者等の共同化・協業化等の地域における体制強化を強力に推進し、地域交通の「リ・デザイン」を全国に展開することで、持続可能な地域交通の実現を図る。

事業イメージ

共同化・協業化等の自治体・事業者の体制強化

■ 共同化・協業化による地域交通の持続可能性確保

- 交通サービス提供に当たって複数の自治体、交通事業者等の共同化・協業化を後押し
(運転者や車両等の輸送資源を共同化してサービスを提供する場合における調査、合意形成、団体の立ち上げ、車両・システム・運行費等への支援)
- 自治体等を核とした地域交通の連携体制強化
(地域公共交通計画の検討、関係事業者との連携、移動手段の提供等の自治体が担うべき機能を補完・強化する団体の立ち上げ、人材育成、運営等への支援)
- 事業者・他分野連携によるMaaS等の高度サービス実装支援

■ 地域公共交通計画・協議会のアップデート等への支援

- 「交通空白」解消に向けた実態把握・モビリティデータの活用や、共同化・協業化等に必要となる地域公共交通計画の策定・変更 への支援
- 共同化してサービスを提供するための事業計画策定 等への支援

■ 財政投融資（共同化・協業化、DX・GX投資への出融資）

※ 新たな制度的枠組みの構築を併せて実施



複数事業者による
共同化

「取組方針2025」に基づいた「交通空白」の集中的解消

■ 集中対策期間における「交通空白」解消

- 都道府県の先導、多様な主体の連携・協働によるものも含め、デマンド交通・公共ライドシェア等の移動手段確保を総合的に後押し（調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援）
- 「『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム」パイロット・プロジェクト推進
(官民連携、地域間連携、モード間連携の広域的解決モデルを横展開)
- 交通分野における人材確保支援（2種免許取得、採用活動等、人材確保を支援）



公共ライドシェア

訪日外国人旅行者6,000万人に向けた「観光の足」の確保

■ 訪日外国人旅行者受入環境整備（観光庁予算）

- 公共/日本版ライドシェア等活用による観光地の二次交通の高度化
- 乗場・待合環境整備等の二次交通へのアクセスの円滑化
- 多言語対応、キャッシュレス決済の普及や、観光車両導入等の公共交通機関における受入環境整備

自動運転の事業化促進など地域交通の生産性向上等の推進

■ 自動運転の事業化に向けた重点支援

■ EV車両・自動運転車両等の先進車両導入支援

■ 地域交通DXによる生産性等の向上

(システム標準化の推進、キャッシュレス決済の導入等支援)

■ ローカル鉄道再構築（再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援）

■ 地域公共交通再構築（社会資本整備総合交付金）（地域交通ネットワーク再構築に必要なバス・鉄道施設整備支援）

地域公共交通の維持・確保等

○地域公共交通の維持・確保

地域公共交通計画に基づくバス路線等の運行支援、離島航路、航空路の運航支援 等

対象者

交通事業者、地域における協議会又は地方公共団体 等

対象事業（調整中）

- ①地域公共交通確保維持事業
- ②地域公共交通バリア解消促進等事業
- ③地域公共交通調査等事業
- ④「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト
- ⑤交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等
- ⑥旅客運送事業者人材確保支援
- ⑦自動運転社会実装推進事業

等

※「交通空白」解消に向け、タクシー等の導入に当たり、具体的な導入手段に関する調査から実証運行までに生じる経費を支援

※交通を地域のくらしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して行う「共創型交通」のプロジェクトのほか、地域の公共交通のり・デザインを加速化する「モビリティ支援人材の育成・確保」や「地域交通DXの推進」を支援。

等

支援内容（補助率等）（調整中）

- 地域公共交通確保維持事業・・・1/2等
- 地域公共交通バリア解消促進等事業・・・事業費の1/3等
- 地域公共交通調査等事業・・・1/2等
- 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト・・・2/3等
- 交通DX・GXによる省力化・経営改善支援等・・・1/2等
- 旅客運送事業者人材確保支援・・・1/2等
- 自動運転社会実装推進事業・・・4/5

等

支援手続スケジュール

未定

備考

参考URL：

（公共交通政策）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000210.html

【連絡先】

国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL03-5253-8396

○かわまちづくり支援制度

令和8年度概算要求額：

都市水環境整備 29,640百万円の内数

社会資本整備総合交付金 586,153百万円の内数

概要

- 河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれにつながるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化、観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指します。
- 民間事業者の方々も、自ら発意をして「かわまちづくり計画」を策定する主体者となる事が可能です。
- 民間事業者の方々にも気軽にご相談いただける「かわまちづくりよろず相談窓口」を開設しています。

事業イメージ

(水辺整備の例)

- ・河川管理者による護岸整備や管理用道路整備等と民間事業者等が連携した水辺空間を創出し、地域活性化を図る。

【実施事例】



関上地区かわまちづくり（名取川/名取市）

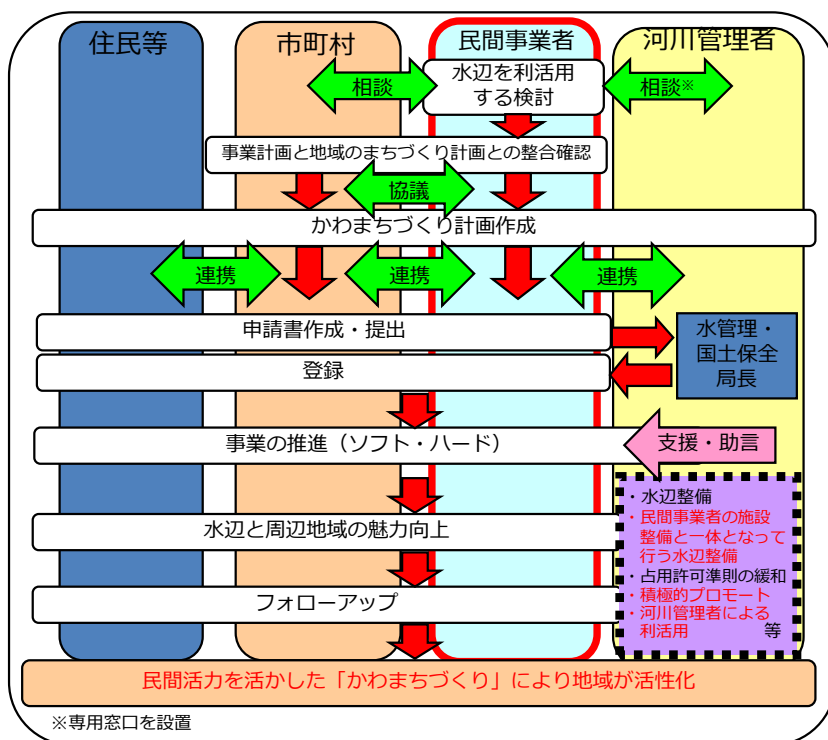


※完成イメージ

中津川市かわまちづくり（千旦林川/中津川市）

【「かわまちづくり」の流れ】

【民間事業者が入った協議会が申請する場合の例】



対象者

河川管理者と連携して「かわまちづくり」を推進する主体（推進主体）
市町村、民間事業者、市町村を構成員に含む法人格のない協議会、民間事業者

対象事業

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備・活用を計画し、賑わいある良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、地域活性化に資する河川整備を行う必要がある河川

支援内容

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等によるオープンカフェなど河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



水面上遊歩道のイベントや舟運等での活用（道頓堀川／大阪市）



河岸緑地へのオープンカフェ
の設置（京橋川／広島市）

先進的な取組の情報提供



民間事業者のエリアマネジメントによる管理・運営（信濃川／新潟市）



河川敷広場への新たな賑わい拠点
の整備（木曽川／美濃加茂市）

ハード施策による支援

- ・治水上の安全・安心に寄与するとともに、河川空間を活用し賑わいを創出することで、地域活性化に寄与する河川管理用通路や親水護岸等の施設整備及びそれと一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。（市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備）



河川管理用通路の利用
(最上川／長井市)



親水護岸の利用
(新町川／徳島市)



支援手続スケジュール（予定）

- ①推進主体が河川管理者と共同で「かわまちづくり」計画を作成し、各地方整備局等を経由して水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請
②水管理・国土保全局長が「かわまちづくり計画」の実現可能性等を勘案の上、登録
※登録は夏頃を予定

【連絡先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 TEL: 03-5253-8447

かわまちづくりよろず相談窓口（略称『かわよろず』）

hqt-kawavorozu✖qxb.mlit.go.jp

セキュリティ対策のため、※は@に置き換えたと送信願います

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策

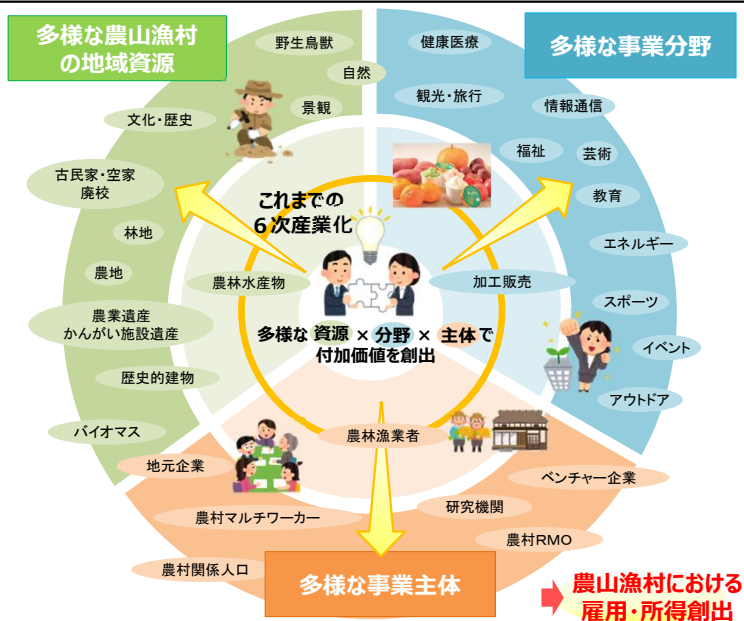
令和8年度概算要求額：8,575百万円の内数

概要

農林水産物をはじめとする多様な地域資源を活用し、多様な主体の参画・連携の下で付加価値を創出することによって、農山漁村における所得の向上と雇用機会の確保を図る「里業」の推進等の取組を支援。

事業イメージ

- 農山漁村のあらゆる地域資源をフル活用した取組を支援
- 他産業起点の取組など他分野との連携を一層促進



1. 地域資源活用価値創出推進事業

① 地域活性化型

地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

② 創出支援型

官民共創による地域課題解決や地域資源を多分野で活用した新商品等の開発

③ 農泊推進型

景観等を活用した観光コンテンツの開発

④ 農福連携型

障害者等の農林水産業に関する技術の習得

⑤ インバウンド食関連消費拡大型

GI産品等を活用した食コンテンツの開発

2. 地域資源活用価値創出整備事業

① 定住促進・交流対策型産業支援型

農林水産物直売所の整備

農林水産物処理加工施設の整備

② 農泊推進型

遊休施設を活用した滞在施設の整備

③ 農福連携型

障害者等が作業に携わる生産施設の整備

④ インバウンド食関連消費拡大型

食関連施設（古民家レストラン等）の整備

対象者

【ソフト支援】

1. 地域資源活用価値創出推進事業

- ① 地域活性化型：地域協議会、民間団体等
- ② 創出支援型：都道府県、市町村、農林漁業者、民間事業者等
- ③ 農泊推進型：地域協議会等
- ④ 農福連携型：都道府県、農業法人、社会福祉法人、民間事業者等
- ⑤ インバウンド食関連消費拡大型：地域協議会等

【ハード支援】

2. 地域資源活用価値創出整備事業

- ① 定住促進・交流対策型及び産業支援型：市町村、民間事業者、組合（農業、林業、漁業）等
- ② 農泊推進型：市町村、地域協議会の中核法人等
- ③ 農福連携型：農業法人、社会福祉法人、民間事業者等
- ④ インバウンド食関連消費拡大型：市町村、地域協議会の中核法人等

対象事業

1. 地域資源活用価値創出推進事業

①地域活性化型

地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援。

②創出支援型

地域資源を活用した新商品開発、課題解決に取り組む事業者に対する専門家派遣等を支援。

③農泊推進型

農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援。

④農福連携型

障害者等の農林水産業に関する技術の習得等を支援。

⑤インバウンド食関連消費拡大型

農泊地域等が連携した受入体制構築、輸出重点品目等を活用した食コンテンツ開発等を支援。

2. 地域資源活用価値創出整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型

農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援。

②農泊推進型

農泊の推進に必要なとなる古民家を活用した滞在施設等の整備を支援。

③農福連携型

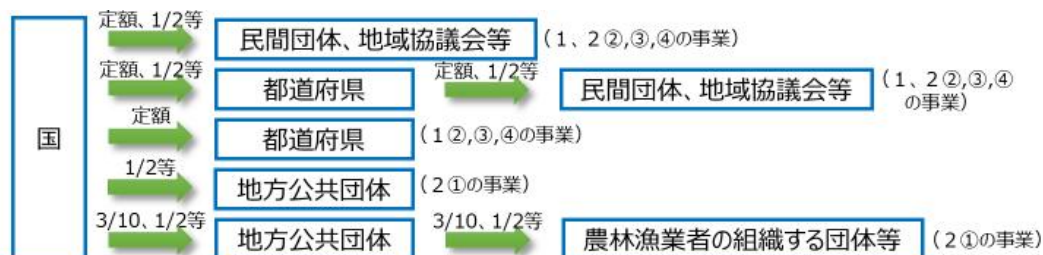
農福連携の推進に必要なとなる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援。

④インバウンド食関連消費拡大型

「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設の整備を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う



昨年度からの変更のポイント

- ・インバウンド食関連消費拡大型を新設し、輸出拡大とインバウンド食関連消費の好循環形成に向けた、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化を目指す取組を支援。

支援手続スケジュール（予定）

以下のリンクをご確認ください。

（地域活性化型） <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html>

（創出支援型、産業支援型） <https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/attach/pdf/shien-38.pdf>

（定住促進・交流対策型） https://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/attach/pdf/seibi-44.pdf

（農泊推進型） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhakuusishin/pdf/nouhaku_jigyo_gaiyo.pdf

（農福連携型） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/attach/pdf/sien_seido-26.pdf

（インバウンド食関連消費拡大型） 公募時期は2月以降。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html#osirase

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL:03-6744-1855

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策（農泊推進型）

令和8年度概算要求額：
8,575百万円の内数

概要

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備や経営の強化、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援。また、農泊施設の避難所等としての活用を推進。

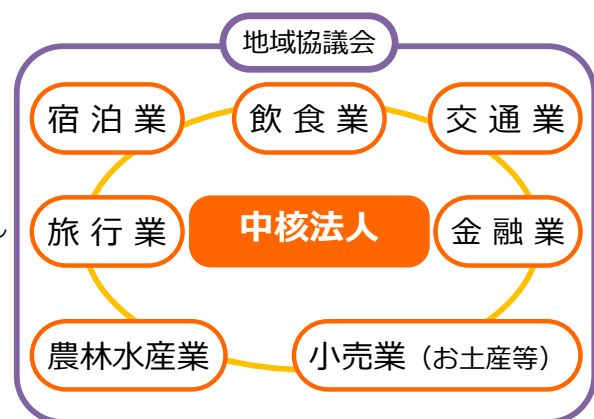
事業イメージ

<農泊（農山漁村滞在型旅行）>



<農泊推進体制>

法人化された**中核法人**※を中心として、多様な関係者がプレイヤーとして**地域協議会**に参画し、**地域が一丸となって取り組む**。
（構成員に農林水産業のいずれかに関わる者を含むこと）



※中核法人は、地域における宿泊、食事、体験等の中核を担うとともに、地域全体のマーケティングやマネジメント等の協議会構成員間の調整を行う。

【ソフト対策】地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

【ハード対策】地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

対象者

- ソフト対策：地域協議会等
- ハード対策：
 - 市町村・中核法人実施型：市町村、地域協議会の中核法人等
 - 農家民泊経営者等実施型：地域協議会と地域内の農家民泊経営者等との連携体

対象事業

1. ソフト対策

農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの開発、Wi-Fi等の環境整備、新たな取組に必要な人材確保等を支援

- (1) 農泊地域創出タイプ：農泊に新たに取組む地域を支援
- (2) 農泊地域経営強化タイプ：過去に農泊推進事業を実施した地域において、単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援
- (3) 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）



地元食材・景観等を活用した高付加価値コンテンツの開発

2. ハード対策

(1) 市町村・中核法人実施型

農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援。

(2) 農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修を支援（農家民宿へ転換する場合、加算措置あり）。



古民家を活用した滞在施設

支援内容

1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限500万円/年）
- (2) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限（250万円（年基準額）×事業期間））
- (3) 事業期間：上限2年間、交付率：定額（研修生タイプは250万円/年、専門家タイプは650万円/年 等）

2. ハード対策※1

(1) 市町村・中核法人実施型

事業期間：上限2年間

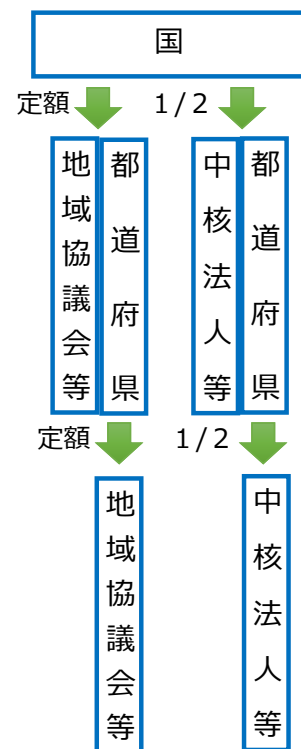
交付率：1/2（上限2,500万円※2）（※2 遊休資産の改修：上限5,000万円、市町村所有の遊休資産を宿泊施設として改修：上限1億円）

(2) 農家民泊経営者等実施型

事業期間：1年間

交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）

※1 地域の防災計画等と連携した避難所等として農泊施設を活用する場合、(1)に関し上限200万円を、(2)に関し上限200万円/経営者かつ1,000万円/地域を加算



(1の事業) (2の事業)

支援手続スケジュール（予定）

公募時期：例年2月頃（令和7年度公募は受付終了。）

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946

農山漁村振興交付金のうち

地域資源活用価値創出対策（インバウンド食関連消費拡大型）

令和8年度概算要求額：8,575百万円の内数

概要

農山漁村へのインバウンド誘客を促進しつつ、輸出拡大とインバウンドによる食関連消費の好循環の形成に向けて、滞在期間の長期化や「食」の高付加価値化につながる農泊地域と輸出産地等が連携した広域的な取組に対し、旅マエ・旅ナカ・旅アトでのニーズを満たすよう、食材や歴史・自然等を活用した地域のストーリーづくり、観光コンテンツ等の国外への情報発信、ガイドの育成・確保、食関連施設の整備等を一体的に支援。

事業イメージ

農泊地域と輸出産地等の連携を促し、旅マエや旅アトとの好循環につながる取組に対して一体的に支援

SAVOR JAPAN
認定地域



農泊地域



輸出産地

体験・食事・土産品等の磨き上げ ※支援対象は下線部分

国外への情報発信



地域の食文化や景観等を
一体的に発信

旅
ナ
カ



地域ならではの
体験や食事を楽しむ

越境ECサイトへの登録



日本食・食材のファンになってもらい
輸出拡大・訪日リピートにつなげる

【ソフト対策】地域資源活用価値創出推進事業（インバウンド食関連消費拡大型）

【ハード対策】地域資源活用価値創出整備事業（インバウンド食関連消費拡大型）

対象者

1. ソフト対策：地域協議会等
2. ハード対策：市町村、地域協議会の中核法人等

対象事業

1. ソフト対策

(1) インバウンド食関連消費拡大推進事業

農泊地域等が連携した受入体制の構築、海外のニーズ調査、GI産品や輸出重点品目等を活用した食コンテンツの開発、インバウンドの周遊に必要なデマンド交通の実証、モニターツアーの実施、観光コンテンツのOTA登録※1、土産品の越境ECへの登録等を支援。

(2) 人材活用事業（研修生タイプor専門家タイプ）

インバウンド向けのガイドなどを担う地域外の人材（研修生）や地域内に無い専門知識を持つガイド等（専門家）を活用し、来訪者の満足度向上を図る取組を支援。



GI産品等を活用した食コンテンツ・観光ツアーの開発

2. ハード対策

(1) 地域資源活用価値創出整備事業

1による「食」の高付加価値化等と併せた食関連施設（古民家を活用したレストラン、輸出に寄与する加工施設、飲食業の生産性向上に資する省力化施設等）の整備を支援。



空家を活用した加工場の整備

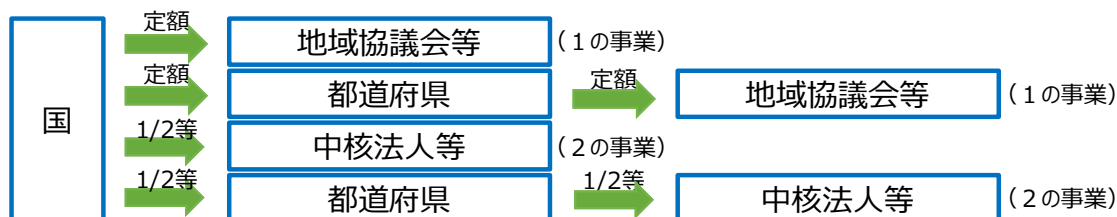
支援内容

1. ソフト対策

- (1) 事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限1,500万円（500万円（年基準額）×事業期間））
- (2) 事業期間：上限3年間、交付率：定額（研修生タイプは上限250万円/年、専門家タイプは上限650万円/年）

2. ハード対策

- (1) 事業期間：上限3年間
 交付率：1/2等※1（上限2,500万円※2/事業期間）
 ※1 中山間地域等：交付率55%
 ※2 遊休資産の改修：上限5,000万円



支援手続スケジュール（予定）

公募時期：2月以降

詳細はwebサイトに情報を掲載。

（公募情報等） https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

【連絡先】

農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 TEL：03-3502-5946

地域一体となった持続可能な観光地経営推進事業

令和8年度概算要求額：
910百万円

概要

- コロナ後の国内外の観光需要の回復・成長軌道の中で、“持続可能な観光”に対するニーズは高まり続けており、引き続き取組を普及・深化させていくことが必要。
- 一方、**一部地域・時間帯における観光客の過度な集中やマナー違反行為等による地域住民の生活の質への懸念なども顕在化**してきており、こうした諸課題への対応に向け、行政・DMO・観光事業者・地域住民などによる地域一体となった協力体制の構築・拡張、データに基づく観光課題の原因・本質の所在の明確化、取組・実施スケジュールの具体化などの**観光地経営フローの構築・循環が重要**。
- 本事業を通して、今後の地域一体となった観光地経営の実現やオーバーツーリズム、「交通空白」などの課題解決を通じた“持続可能な観光”の更なる推進に向けて、各地域における協力体制の構築・強化、データを活用した観光ビジョン・計画の見直し／具体化等を早急に図る。

事業イメージ

主な補助内容例（想定）

持続可能な観光地経営フロー



地域内の
座組形成

- ✓ ステークホルダー同士の関係性構築
- ✓ 住民の意見の取り入れ方の提案
- ✓ 各ステークホルダーのリソースと役割分担の明確化、持続可能な協力体制の構築



地域の現状・
課題把握

- ✓ データに基づく地域の強み・課題を定量的に可視化
- ✓ フィールド調査や住民とのワークショップ開催等による現場の声の反映
- ✓ SWOT分析等を活用した地域課題を構造化



地域価値
の再発見

- ✓ 観光客のニーズ分析に基づく独自性・ポテンシャルの特定
- ✓ 外部有識者等を活用した地域内で見落とされがちな魅力・観光資源の発掘
- ✓ 地域全体で共有できる価値の明瞭化・共通ブランド化



地域ビジョンの作
成

- ✓ 地域の強みや課題分析に基づく地域ならではの特徴や価値を活かしたビジョン策定
- ✓ ビジョンに応じたKGI・KPI・KSFの設定、到達度のモニタリング環境の提案



施策案への落
し込み

- ✓ 定めたビジョンや観光戦略に整合する施策の立案
- ✓ スケジュール、予算感、実行体制を明確にした事業構想計画の作成、地域内での理解・協力の醸成



施策実施
(ハード・ソフト)

- ✓ 地域資源の保全のための遊歩道整備や、オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた混雑状況の可視化等の取組
- ✓ 多言語表記、キャッシュレス決済対応等の公共交通機関等における取組

対象者

- ① 地域一体となった持続可能な観光地経営に向けた調査：地方公共団体、DMO等
- ② 地域における受入環境整備促進事業：地方公共団体、DMO、民間事業者等

対象事業

①【調査事業】地域一体となった持続可能な観光地経営に向けた調査

観光産業の持続的な発展に向けて、これまでの各地域における“点”の取組や観光資源等の魅力、観光地として抱える課題及びその原因等を可視化するとともに、住民を含めた多様なプレイヤーの座組の下、課題解決を含めた将来の観光地像を描き、そこに向けた施策・ロードマップの策定といった観光地経営のフロー基盤の構築・強化を支援する。

※ 調査対象地域は、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に基づくロゴマークを取得している地方公共団体・DMO等を中心とする地域を想定。



②【補助事業】地域における受入環境整備促進事業

- ・ オーバーツーリズムの未然防止・抑制や地域資源の保全・活用に向けた地域の取組を支援
- ・ 「観光の足」確保に向けた、入国から目的地までの移動を円滑に実施するための交通サービスの受入環境整備を支援

受入環境の整備・増強



公共交通機関等における
キャッシュレス決済

需要の分散・平準化



観光スポットや周辺エリアの混雑状況の可視化・リアルタイム配信

マナー啓発



マナー啓発のためのコンテンツ制作、
看板・デジタルサイネージ等の整備

地域資源の保全・活用



自然保護のための
遊歩道の整備

支援内容（補助率等）

- ①地域一体となった持続可能な観光地経営に向けた調査：定額
- ②地域における受入環境整備促進事業：事業費の1/2、1/3等

昨年度からの変更のポイント

「持続可能な観光推進モデル事業」を終了し、①の「地域一体となった持続可能な観光地経営に向けた調査」を創設予定。地域の多様なプレイヤーの巻き込み、データに基づく地域の強み・課題の洗い出し、施策・ロードマップの策定といった観光地経営のフロー基盤の構築・強化を支援する。

支援手続スケジュール（予定）

- ①令和8年4月下旬～5月下旬：実証地域の公募予定
令和8年7月初旬頃：採択地域の決定予定
 - ②令和8年4月下旬～6月下旬：補助事業者の公募予定
令和8年8月上旬頃：交付決定・事業開始予定
- ※ 交通関係については、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。

【連絡先】国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL：03-5253-8972

※②のうち交通関係は、国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL：03-5253-8396

○新しい地方経済・生活環境創生交付金

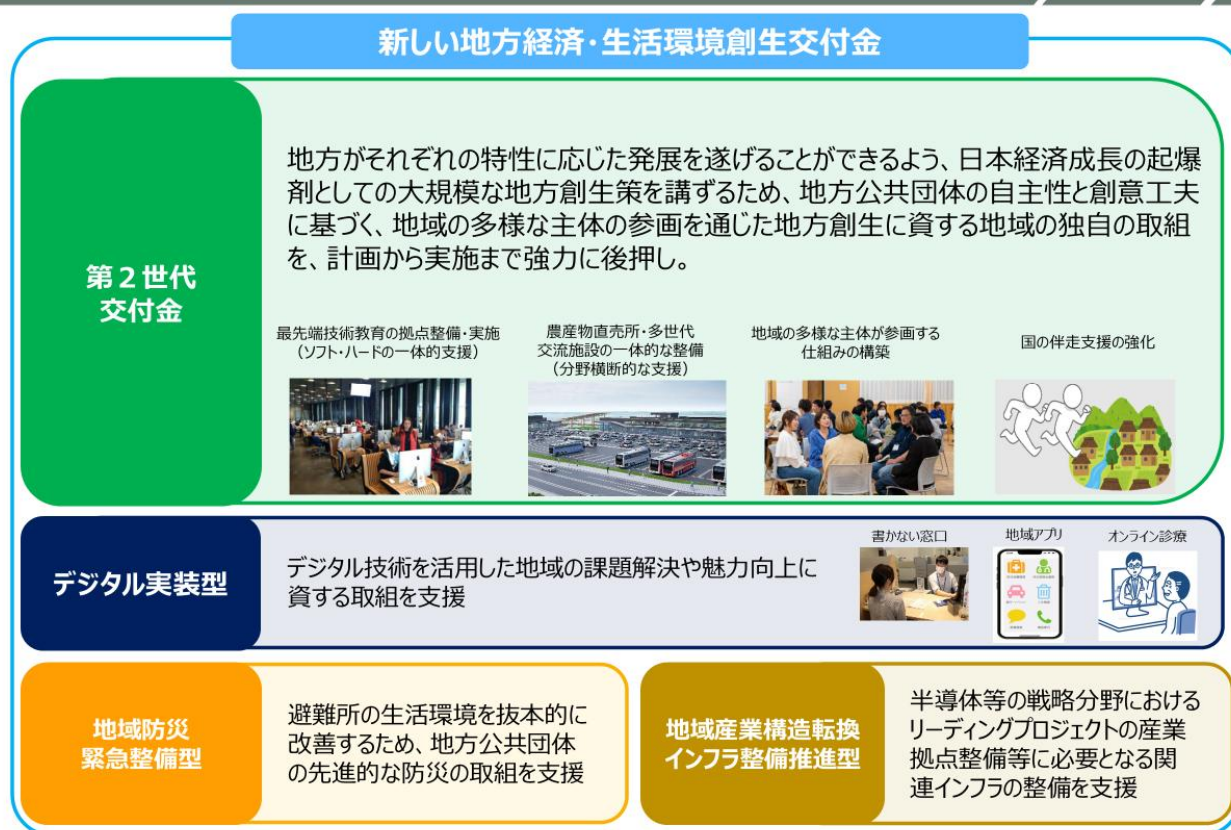
令和8年度概算要求額：
237,367百万円

概要

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

事業イメージ

新しい地方経済・生活環境創生交付金について



対象事業・支援内容

第2世代交付金の概要

第2世代交付金の概要

➢ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

- ① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援
 - ※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。
- ② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化
 - ・申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。
- ③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築
 - ・産官学金労官の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定	KPI設定の適切性
自立性	地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1 自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中核中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1 自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中核中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省市の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。
(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。
(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。
(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

デジタル実装型の概要

デジタル実装型の概要

目的	デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援
概要	デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援 【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良モデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組 【TYPEV】ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術(※)を共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する自治体の取組を高補助率で支援 ※例：NFT、DAO等システム、AIツール、マイナカード、データ連携基盤など 【TYPES】「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組
共通要件	①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む ②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立
詳細	<TYPE別の内容> デジタル行財政改革特化型【TYPE S】 「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組 先進的デジタル公共財活用型【TYPE V】 ブロックチェーンやAIなど新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体で共同利用し、社会課題の解決に積極的に活用する取組を高補助率で支援 優良モデル導入支援型【TYPE 1】 優良モデル・サービスを活用した実装の取組 事業費：3億円 補助率：3/4 + 伴走型支援 国費：4億円 補助率：2/3 国費：1億円 補助率：1/2 <対象事業(一例)> 【TYPE V】 生活者参加型のマイナバーカード活用 ～LoCoPix / ナル～ (富山県朝日町) 【TYPE1】 書かない窓口 地域アプリ オンライン診療

(注) 上記のほか、デジタル実装伴走支援事業において、デジタル実装に取り組もうとする地域の計画づくりを支援。

支援手続スケジュール (R7年度参考)

<第2世代交付金>

- 2025年1月17日 第1回募集の開始
- 2025年3月31日 第1回募集の交付決定
- 2025年4月1日
- 2025年5月13日 第2回募集の開始
- 2025年9月11日 第2回募集の交付決定

<デジタル実装型>

- 2024年12月23日 募集開始
- 2025年4月1日 交付決定
- 2025年5月30日

【連絡先】

○第2世代交付金

内閣府地方創生推進室／地方創生推進事務局 TEL:03-6257-1416

○デジタル実装型

内閣府地方創生推進室 TEL:03-6257-3889

海業振興支援事業

令和8年度概算要求額：
800百万円

概要

地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、漁港施設等活用事業の活用を促進するため、民間事業者、漁港管理者、漁業協同組合等のマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり、モデル地区における実証、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証等を支援し、海業の全国展開を加速化する。

事業イメージ



対象者

- 海業立ち上げ推進事業
 - ①海業推進調査事業：民間団体（委託）
 - ②海業立ち上げ支援事業：民間団体
- 海業取組促進事業：都道府県、市町村、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等が組織する団体

対象事業

1. 海業立ち上げ推進事業

①海業推進調査事業（委託）

海業関係者の連携強化を図り、活用推進計画や実施計画の策定を推進していくため、漁港管理者、漁業協同組合、民間事業者等を結びつけるためのマッチングシステムや中間支援組織などの連携の仕組みや体制づくり等を実施。

②海業立ち上げ支援事業（補助）

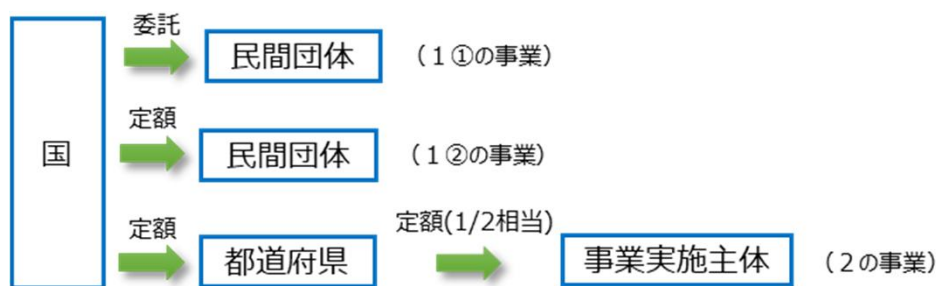
海業の全国展開にあたり、活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマ（インバウンド対応、こども体験活動、魚について総合的に学ぶ「ぎょしょく」の拡大、港湾を含めた海業の展開、複数の市町村・漁協等による広域連携の取り組み等）に対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援。

2. 海業取組促進事業（補助）

地域において海業への一歩を踏み出し、実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業の取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援。

支援内容

上記事業に対する取組に対し、以下の交付率にて支援を行う。



昨年度からの変更のポイント

委託事業名について、海業の推進に一助となる調査等を行うために、海業立ち上げ体制構築事業から、海業推進調査事業に名称を変更。

支援手続スケジュール（予定）

1. 海業立ち上げ推進事業

①海業推進調査事業

令和8年2月 公募開始

令和8年3月 事業者決定

令和8年4月 事業開始

②海業立ち上げ支援事業

令和8年2月 公募開始

令和8年4月 交付決定

2. 海業取組促進事業

令和8年3月 計画書提出

令和8年4月 交付決定

【連絡先】

水産庁 漁港漁場整備部 計画・海業政策課 海業振興室

「1①の事業」 TEL : 03-3506-7897

「1②、2の事業」 TEL : 03-6744-2407

○アイヌ政策推進交付金制度

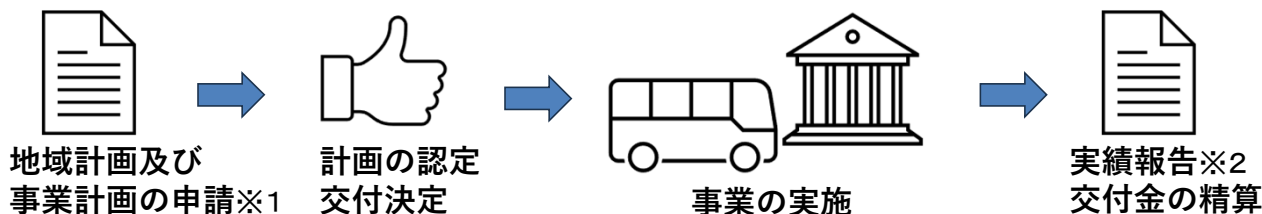
令和8年度概算要求額：
2,340百万円の内数

概要

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に向けて、アイヌ政策推進交付金を通じて、文化振興や福祉施策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた市町村の取組を支援

事業イメージ

スキーム



※1 申請にあたっては事業の実施についてアイヌの人々の理解や地域住民の協力が得られていることが必要
※2 実績報告は事業終了後30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに提出

地域計画に基づく事業例

①ガイド育成事業

アイヌ文化体験ツアーガイド等の育成



②バスツアー事業

国立アイヌ民族博物館などアイヌ文化関連施設を巡るバスツアー



③周遊ルート構築事業

アイヌ文化関連施設等を周遊する旅行商品の開発



④アイヌブランド化事業

アイヌ文化に関連した新たなブランド(商品)の開発・製造



⑤地域交流事業

アイヌの人々と歴史的なつながりのあった地域等の交流



⑥観光PR事業

物産展、WEBサイト等でのアイヌ文化による観光プロモーション



⑦企画展事業

伝統舞踊の披露や伝統工芸等を展示する企画展



⑧博物館等改修事業

博物館などアイヌ文化関連施設の整備・改修



対象者

アイヌ施策推進地域計画※を策定し、国の認定を受けた市町村

※アイヌ施策推進地域計画 : アイヌ施策推進法第7条に基づき市町村が策定する、地域におけるアイヌ文化の保存・継承やアイヌの伝統や歴史に関する国民の理解促進等を目的とした、文化伝承や観光振興、産業振興事業に関する5カ年計画。

対象事業

アイヌ文化への理解に資する創意工夫を活かした観光振興※のために必要な次の事業

- ・ アイヌ文化に関連した観光プロモーションの実施
- ・ アイヌ文化に関連した観光振興のためのバス運営
- ・ アイヌ文化に関連したブランド化の推進 等

※観光振興関連事業以外の対象事業には、文化振興事業(アイヌ文化の普及啓発、文化伝承者の育成、伝統的なアイヌ家屋の再生等)とコミュニティ活動支援事業(文化伝承等を行う場の整備、アイヌ高齢者との交流、アイヌの人々と海外先住民族との交流等)がある。

支援内容

交付金：事業費の8／10

市町村の負担部分については地方財政措置あり

支援手続スケジュール（予定）

- 毎年度 5月、9月、1月頃 市町村の地域計画等の申請受付
- 毎年度 4月、8月、11月頃 内閣総理大臣が交付決定

※スケジュールは変更になる可能性あり。

【連絡先】 内閣府 大臣官房 アイヌ施策推進室
TEL：03-3580-1788

○スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成 総合支援事業

令和8年度概算要求額：
157百万円

概要

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション（地域SC）の質の向上（経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援するとともに、研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証を行い、持続可能な地域SCの増加を目指す。

※地域スポーツコミッション（地域SC）とは、地域の自治体、スポーツ団体、民間企業・団体等が一体となりスポーツによる地域振興に取り組む組織。

事業イメージ

（1）地域SC経営多角化支援事業 0.6億円

地域SCが「持続可能な組織」としての成長へつなげるよう、「経営の安定化」「人材の育成や確保」に関する取組をモデル的に支援する。

- ①地域SC域内での人材の育成や、専門性の高い外部人材の活用・登用に関する取組
- ②協賛企業やスポンサーの獲得を目的とした、幅広い情報発信やPRを実施するマッチングイベントの開催
- ③法人化に必要な知見の提供・ロードマップ作成に対するアドバイザー等、地域SCの法人化

法人化のメリット(例)
・社会的信用度の向上
・事業内容の自由度の広がり
→ 活動資金や優秀な人材を確保できる可能性の向上

（2）地域SC担い手育成等サポート事業 0.9億円（拡充）

・研修講座等の人材の育成支援メニューを充実する。

<講座対象者（想定）>

- ①地域SC初任者や設立検討段階の担当者
- ②地域SC運営・マネジメントを担うリーダー層

・事業基盤が安定し継続的な取組を実施できている地域SCと、それ以外の地域SCとの間での人材交流を通じて、成功事例の知見・ノウハウのより効果的な展開を図る。

・地域SCの実状に合わせた人材マッチングの伴走サポートや外部人材の活用に関する普及啓発を実施する。

○地域おこし協力隊の活用

○副業・兼業人材の活用

（令和6年度実証団体からのコメント）

- ・経営や事業戦略の知見はもちろん、地域SCへの知識もしっかりと持っており、ピッタリな人材が採用できた。
- ・継続してアドバイザーとして残って欲しい。

・大会や合宿の誘致のきっかけとなる、競技団体と地域SCが直接対話できる場を整備し、各地域SCによる誘致活動の土台作りをサポートする。

・全国に207の設置が確認されている地域SC（R6.10時点）のステータス分析及びその結果に基づく分類整理を行い、中長期的なフェーズで地域SCのボトムアップに必要な取組の検討・精査を進める。

令和6年度 地域スポーツコミッション基礎研修	
DAY1	8月20日(火) 18:00～18:30 スポーツによるまちづくり最前線
DAY2	8月27日(火) 18:00～18:30 地域スポーツコミッション政策の過去・現在 地域スポーツコミッションの事例紹介
DAY3	9月3日(火) 18:00～18:30 ウェルネススポーツ福島の事例 おかもとスポーツプロモーションの事例
DAY4	9月10日(火) 18:00～18:30 プロジェクト発表会



対象者

対象事業（1）：地方公共団体

対象事業（2）：民間団体

対象事業

- ①地域SC経営多角化支援事業（補助）
- ②地域SC担い手育成等サポート事業（委託）

支援内容

①地域SC経営多角化支援事業

- 地域SCが「持続可能な組織」としての成長へつながるよう、「経営の安定化」「人材の育成や確保」に資する取組をモデル的に支援する。
 - 地域SC域内での人材の育成や、専門性の高い外部人材の活用・登用に関する取組
 - 協賛企業やスポンサーの獲得を目的とした、幅広い情報発信やPRを実施するマッチングイベント開催
 - 法人化に必要な知見の提供・ロードマップ作成に対するアドバイザー等、地域SCの法人化

②地域SC担い手育成等サポート事業

- 地域SCの持続的な運営体制の構築に必要な「担い手」の育成・確保に向けて、初任者を対象とした研修講座や、全国各地の事例展開及びネットワーク構築のためシンポジウムや協議会を開催するとともに、有効な人材確保策を実証するべく、地域おこし協力隊等を活用した人材マッチング実証を行う。
また、地域SCが競技団体と新たに関係を構築するための場の提供や地域SCに必要な取組の検討に資する調査を実施する。
その他、①の補助効果の最大化を図るため、①の補助事業者に対する側面支援を行う。

支援手続スケジュール

- 令和8年2月：令和7年度事業募集（委託）
- 令和8年3月：令和7年度事業募集（補助）
- 令和8年4月：契約締結（委託）
- 令和8年5月：交付内定（補助）（予定）
- 令和8年7月：交付決定（補助）（予定）

【連絡先】

スポーツ庁参事官（地域振興担当） TEL：03-6734-3929（直通）

○JETプログラム (語学指導等を行う外国青年招致事業)

地方交付税措置

概要

外国青年を日本に招致し、地方公共団体において観光振興・国際交流業務や小中高校での外国語指導等に活用

事業イメージ

あなたの自治体にもJETプログラムを!!

グローバル化は地域の新たな活力源!!

- ☆ 外国人観光客を地元へ呼び込みたい、特産品を海外に売り込みたい!
- ☆ オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップを地域振興の起爆剤に!
- ☆ 小学校での英語教育、地域から世界にはばたく子供たちを育てたい!

・・・でも、いったい誰を頼ったらいいの?

そんなときは…「JETプログラム」!!

※ JETプログラム(The Japan Exchange and Teaching Programme): 海外の青年を日本に招致し、自治体・学校で国際交流や外国語指導に活躍してもらう事業

【JETプログラムのメリット】

- ☆ **39年の実績!** : これまで全世界82カ国から80,000人以上の青年を招致
- ☆ **優秀な人材!** : 大卒相当の青年を大使館等で面接、来日後もスキルアップをフォロー
- ☆ **地域のニーズを人選に反映!** : 出身国、語学能力などの希望をマッチング
- ☆ **交付税措置でサポート!** : 年間の経費(報酬・旅費など)は地方交付税で

主な職種と活用例

Assistant Language Teacher

ALT【外国語指導助手】



- 学校などで日本人教師とペアで英語などの外国語を教える

➤ 学校生活での親密な付き合いで、児童・生徒のコミュニケーション力もLevel up!

【職務内容例】

- 日本人教員の外国語授業の補助
- 外国語教材作成
- クラブ活動や学校行事への参加
- 外国語スピーチコンテストなどへの協力

Coordinator for International Relations

CIR【国際交流員】



- 自治体・国際交流協会で通訳や国際理解イベントに活躍

➤ 外国人の視点で観光・特産品PR、国際イベント企画などで地元の魅力を世界へ発信!

【職務内容例】

- 国際交流事業の企画・立案・補助
- 外国人訪問客の接遇・通訳
- 観光振興・海外販路拡大への助言・補助
- 外国人住民への生活支援活動

対象者

地方公共団体

対象事業

1 事業概要

地方公共団体は、JETプログラム参加者である外国青年を職員として任用（1年単位、最長5年）し、外国人としての経験・視点を活かした各種業務に従事させる（昭和62年度開始、令和7年度で39年目）。

2 JETプログラム参加者の職種

(1) CIR（国際交流員）

…地方公共団体の観光振興担当部局、国際交流担当部局等で国際交流活動等に従事（地方公共団体による活用例には、外国人観光客向けパンフレット・ホームページ作成、観光情報の外国への発信、観光案内等の実績あり。）

(2) ALT（外国語指導助手）

…教育委員会や学校で、教員等の助手として外国語教育等の職務に従事

(3) SEA（スポーツ国際交流員）

…地方公共団体におけるスポーツ指導等に従事

3 JETプログラム参加者数（令和7年度）

(1) CIR： 503人

(2) ALT： 5,418人

(3) SEA： 12人

4 JETプログラム任用地方公共団体数（令和7年度）

(1) 都道府県： 46団体

(2) 市町村等： 781団体

支援内容（補助率等）

総務省、外務省、文部科学省及び（一財）自治体国際化協会が協力して地方公共団体を支援

<主な支援内容>

○在外公館におけるJET参加者募集・選考

○地方公共団体の要望に基づくJET参加者の配置

○オリエンテーション・研修、サポート等の実施

○地方公共団体におけるJET参加者任用経費等（報酬・旅費等）に対する地方交付税措置

支援手続スケジュール（予定）

○英語圏CIR・ALT

9月上旬：配置要望照会、1月下旬：要望×切、7～8月：各地方公共団体に配置

○中国、韓国、ブラジル等／一部英語圏のCIR・ALT

8月中旬：配置要望照会、10月中旬：要望×切、4月：各地方公共団体に配置

○フランス、ドイツその他の国のCIR・ALT及び全ての国のSEA

9月上旬：配置要望照会、12月上旬：要望×切、8月：各地方公共団体に配置

【連絡先】

○総務省自治行政局国際室 TEL：03-5253-5527

○（一財）自治体国際化協会JETプログラム事業部 TEL：03-5213-1733

○地域活性化起業人

概要

地方公共団体が、都市部に所在する民間企業等の社員等を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税を措置する。

事業イメージ

地域活性化起業人

- ① 企業派遣型（H26～）
② 副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※ H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員等を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- 地方公共団体としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図ることができ、民間企業としては、多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、シニア個人としても退職後の新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

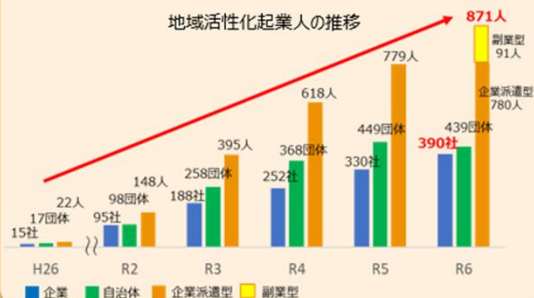
地方公共団体

（対象：1,433市町村）

- 三大都市圏外の市町村
- 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

地域活性化起業人の推移



協定締結

- 任期
6か月～3年
- 活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発 等

社員（個人）

民間企業

- A 三大都市圏に所在する企業
B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

- 要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限590万円/人**）※R7年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

【副業型／シニア型（退職した個人）】

- 要件
・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月1日以上** など
- 特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

対象者

三大都市圏外の市町村等

対象事業

支援内容

【企業派遣型地域活性化起業人】

- ① 地域活性化起業人の受入れの期間前に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)
- ② 地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額。
(合計額が5,900千円を超えるときは5,900千円を上限)
- ③ 地域活性化起業人の発案・提案した事業に要する経費
受入自治体が支出した対象経費のうち一般財源の合計額に0.5を乗じて得た額。
(合計額が1,000千円を超えるときは1,000千円に0.5を乗じて得た額を上限)

【副業型／シニア型 地域活性化起業人】

- ① 受入れの期間前に要する経費(上限100万円/団体、措置率0.5)
- ② 受入れの期間中に要する経費
(報償費等 上限100万円/人＋旅費 上限100万円/人(合計の上限200万円/人))
- ③ 発案・提案した事業に要する経費(上限100万円/人、措置率0.5)

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
TEL: 03-5253-5392

○地域おこし協力隊

令和8年度概算要求額：
372百万円

概要

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。隊員の活動に要する経費等を特別交付税措置の対象とする。

事業イメージ

地域おこし協力隊について

- 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○実施主体：地方公共団体

○活動期間：概ね1年以上3年以下

○地方財政措置：＜特別交付税措置：R7＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限

・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限

・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限 等

・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)

・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限

・地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限

・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）

・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

※このほかJETプログラム終了者が、プログラム終了後も同一地域で地域おこし協力隊になれるよう、地域要件を緩和（R7～）

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

直近5年に任期終了した隊員については、**およそ69%が同じ地域に定住**
※R6調査時点

地域

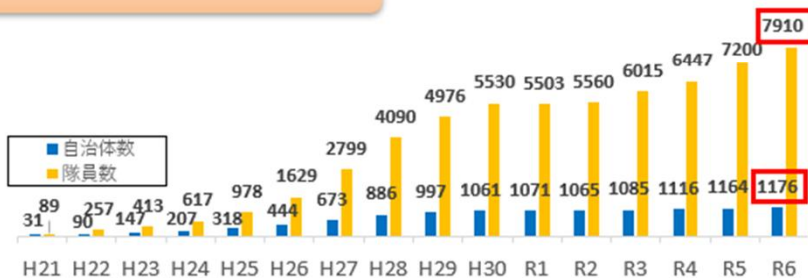
- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標



隊員の約4割は女性

隊員の約6割が
20歳代と30歳代

直近5年に任期終了し定住した隊員については、**およそ46%が起業**※R6調査時点

対象者

地域おこし協力隊に取り組む地方自治体

対象事業

支援内容

【隊員の募集・受入】

- ① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：300万円／団体を上限
- ② 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
- ③ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：100万円／団体を上限(※1)、1.2万円／人・日を上限(※2)
 - (※1) …団体のプログラム作成等に要する経費、(※2) …参加者の活動に要する経費
- ④ 外国人の地域おこし協力隊の採用促進に要する経費(道府県のみ)：200万円／団体を上限

【隊員の活動期間中】

- ⑤ 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限
 - ・ 報償費等…350万円
 - ・ その他の経費…200万円（活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、研修等の経費など）
- ⑥ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費(市町村のみ)：200万円／団体を上限
- ⑦ 外国人の地域おこし協力隊員のサポートに要する経費(道府県のみ)：100万円／団体を上限

【隊員の任期終了後】

- ⑧ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円/人を上限
 - ・ 任期2年目から任期終了後1年以内の起業又は事業承継が対象。
- ⑨ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

支援手続スケジュール（予定）

9月：基礎数値照会
3月：特別交付税措置

【連絡先】 総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課
TEL：03-5253-5394

○観光地・観光産業における人材不足対策事業

令和8年度概算要求額：
300百万円

概要

人材確保や定着に向け、採用活動等の足下の対策、機械化・DX化推進のための設備投資支援等の短期的な対策、外国人材の活用、経営の高度化等の中長期的な対策など、あらゆるフェーズの人手不足対策を総合的に実施。

事業イメージ

対象事業

①人材確保・定着の促進

宿泊業の魅力発信イベントの実施や事業者の受入体制の強化等、事業者の人材確保や定着を全面的に促進

②人材活用の高度化に向けた設備投資等支援

人手をかけるべき業務に人材を集中投下し、サービス水準や生産性の向上を実現するため、自動チェックイン機、配膳・清掃等ロボット、チャットボット、予約等管理システム（PMS）等の設備投資を支援

③外国人材の確保・定着

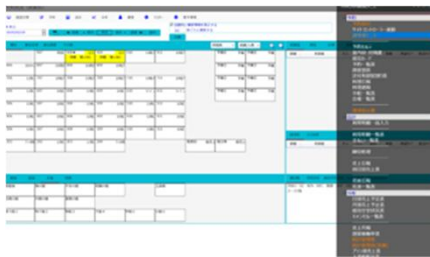
特定技能試験の受験者を増やすためのジョブフェア等のPR活動、試験合格者の雇用のためのマッチングイベントの実施、事業者の受入体制の強化等

④経営の高度化

「観光人材育成ガイドライン」に準拠した教育プログラムの充実等、経営の高度化を促進



自動チェックイン機



予約等管理システム



特定技能外国人材
(宿泊業)

対象者

支援内容

○補助対象： 宿泊事業者、民間事業者等

○事業形態： ①③④調査事業等 ②間接補助事業（上限1,000万円、補助率1/2）

【連絡先】 国土交通省 観光庁 参事官（旅行振興）

TEL：03-5253-8367

○通訳ガイド制度の充実・強化

令和8年度概算要求額：
81百万円

概要

インバウンド需要が回復する中で、多様な訪日外国人旅行者のニーズに対応できる通訳ガイドの確保を図るとともに、旅行者の満足度を向上させ、旅行消費額の拡大を図るため、通訳ガイドの質の維持・向上や、活用を促進する。

対象者

全国通訳案内士、地域通訳案内士等

対象事業

訪日外国人旅行者の満足度をより一層高めていくため、通訳案内士の認知度向上等により利用促進や担い手確保を図るとともに、通訳案内士の研修の充実により質の向上を図る。

通訳案内士の利用促進

- 国内外に対する通訳案内士の認知度向上による利用促進等のためのプロモーションの実施
- 将来の担い手となりうる若年層に対する講演等の実施



通訳案内士に関する動画等の発信



通訳案内士に関する学校等での講演

通訳案内士の質の向上

- 新人の通訳案内士に対する研修プログラムの構築



新人の通訳案内士に対する研修

支援手続スケジュール（予定）

令和8年7月頃～令和9年3月末頃：事業実施予定

【連絡先】国土交通省 観光庁 国際観光課
TEL03-5253-8111

○地方創生カレッジ事業

令和8年度概算要求額：
140百万円

概要

- ・「地方創生カレッジ」は平成28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要なかつ実践的知識をeラーニングの形でオンラインのデジタルプラットフォームを通じて幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。
- ・DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。

事業イメージ



【カリキュラム構造イメージ】



対象者

地方創生に関心のある方。

講座例

講座名(制作者)

DMO特別講座(特定非営利活動法人 現代経営学研究所)

講座紹介

主に行政担当者、集客関連従事者、まちづくりを実践されている(関心のある)方を対象にしています。本講座では、観光による地域づくりの中核を担うDMOの役割と運営方法の多様なあり方について事例を通じて学びます。

講座名(制作者)

観光地経営の理解と実践(学校法人 先端教育機構 事業構想大学院大学)

講座紹介

人口減少が進むこれからの時代、地域への経済効果を最大化することで持続可能な地域づくりを進めていくことが求められるようになりました。その観光地域づくりを進めるにあたり、「観光地経営」の重要性が指摘されています。地方創生の流れの中で、その観光地経営を効果的・効率的に推進する体制論として登場したのがDMOです。本講座ではDMO法人の方や観光地経営にかかわる方を対象に、観光による地域経済循環の仕組みをDMOの視点から整理し、自身の地域で観光による地域経済を正のスパイラルで循環させることを解説し、「観光地経営」の基本的な知識・考え方から、各地域で実践するための手法を理解することを目指します。

講座名(制作者)

観光地における顧客管理とリピーター対策(公益社団法人 日本観光振興協会)

講座紹介

DMOなどの観光地マーケティング担当者、行政の観光振興政策担当者、および、両者に対し外部より専門的な指導や支援を行う研究者やコンサルタントを対象としています。観光地の持続的な発展を目的とした顧客(観光客)とのコミュニケーションのあり方について、マーケティングの視点から学び、各地域での観光振興戦略へ展開していくことを目指しています。

※上記の講座は一例です。このような観光DMOをはじめとした講座のほか、農業、まちづくりなど様々な分野での講座を210講座(令和7年3月末時点)開講しております。

【連絡先】「地方創生カレッジ」 URL: <https://chihousousei-college.jp/>

○(公財)日本生産性本部 地域経営支援センター TEL: 03-3511-4013

FAX: 03-3511-4039 E-mail: college@jpc-net.jp

○内閣府 地方創生推進室 TEL: 03-6257-1412

○文化芸術創造拠点形成事業

令和8年度概算要求額：
1,792百万円

概要

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上させるとともに、我が国の文化芸術の基盤を形成してきた多様で特色ある文化芸術の振興を図るため、地域の実情を踏まえた、地方公共団体が主体となつて行う文化芸術創造拠点形成に向けた取組を支援する。

事業イメージ

補助対象事業者	地方公共団体（68事業程度）
補助率	補助対象経費の1/2他
補助対象経費	専門人材による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、文芸費、舞台費、報償費、消耗品費等



地域の文化芸術創造拠点の形成
多様で特色ある文化芸術の振興、
地域の活性化

〔南砺市〕クリエイティブ南砺～地域と世界をつなぐ文化芸術創造のまち～（令和6年度）



舞台芸術を支える技術講座

対象者

地方公共団体

対象事業

文化芸術分野の専門的人材を活用して行う、地域アーティストの活動支援、地域住民やステークホルダーとの連携・協働の促進、地域文化資源を活用した文化芸術活動の実施等の総合的な取組

支援手続スケジュール（予定）

令和8年1月中旬～2月上旬	：令和8年度事業募集
令和8年4月1日	：採択通知
令和8年6月頃	：交付決定

【連絡先】

文化庁 参事官（生活文化創造担当）付 TEL:075-451-9583（直通）

○歴史的風致維持向上計画の認定制度

概要

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を「歴史的風致」と定義し、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に講じるため、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画に対し、国が認定を行うことにより、地域の主体的な取組みを集中的に支援。

事業イメージ

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

基本方針(国が作成)

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定

(文部科学大臣、
農林水産大臣、
国土交通大臣)

認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

各事業による重点的な支援

○補助対象拡大・国費率嵩上げ



(例)歴史的建造物の修理・買取



(例)都市公園内の城跡の復原

対象者

地方公共団体(市町村)

対象事業

歴史的風致維持向上計画の主な記載事項は以下のとおり。

- 歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針
- 重点区域の位置及び区域
- 文化財の保存及び活用に関する事項
- 歴史的風致の維持向上施設の整備又は管理に関する事項
- 歴史的風致形成建造物の指定の方針
- 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
- 計画期間(概ね5年～10年程度)等

支援内容

歴史的風致維持向上計画が認定された場合の支援措置は以下のとおり。

- 社会資本整備総合交付金(都市公園等事業)において、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いものを補助対象に追加し、支援
- 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)等による歴史的風致形成建造物の修理・買取り等の支援
- 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の交付率の拡充(40%→45%)
- 景観改善推進事業による景観計画の策定・改訂、策定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動、景観規制上既存不適格となる建築物等の是正措置に要する経費を支援
- 歴史的観光資源高質化支援事業による歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美装化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景に要する経費の支援

支援手続スケジュール(予定)

- 随時地方公共団体(市町村)と文部科学省文化庁・農林水産省・国土交通省との事前相談の実施
- 随時地方公共団体(市町村)より、歴史的風致維持向上計画の認定申請
- 随時文部科学大臣・農林水産大臣・国土交通大臣により、歴史的風致維持向上計画の認定
- 4月以降地方公共団体(市町村)より、関係省庁に交付申請
- 4月以降関係省庁より、地方公共団体(市町村)に交付

【連絡先】

- ・文化庁文化資源活用課 TEL: 075-451-4111
URL: https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/bunkazai/rekishifuchi/
- ・農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 TEL: 03-3502-6004
URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/binosato/b_rekimati/
- ・国土交通省都市局公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 TEL: 03-5253-8954
URL: <https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/>

○文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業

令和8年度概算要求額：
1,248百万円

概要

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

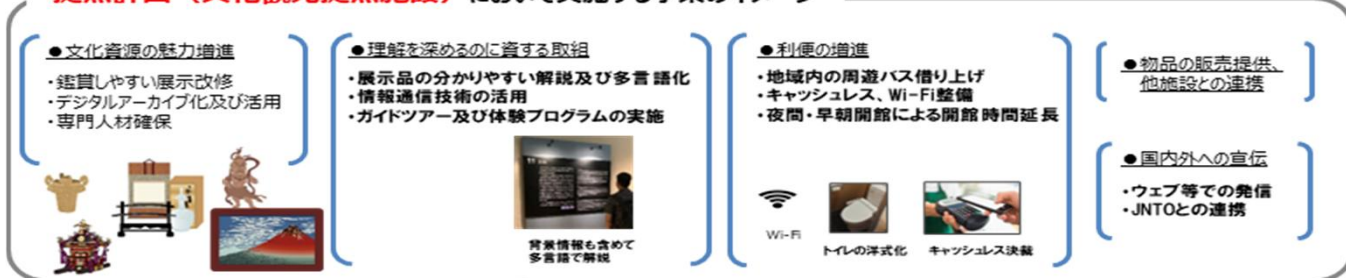
事業イメージ

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援（拠点計画）
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援（地域計画）
＜1,020百万円＞

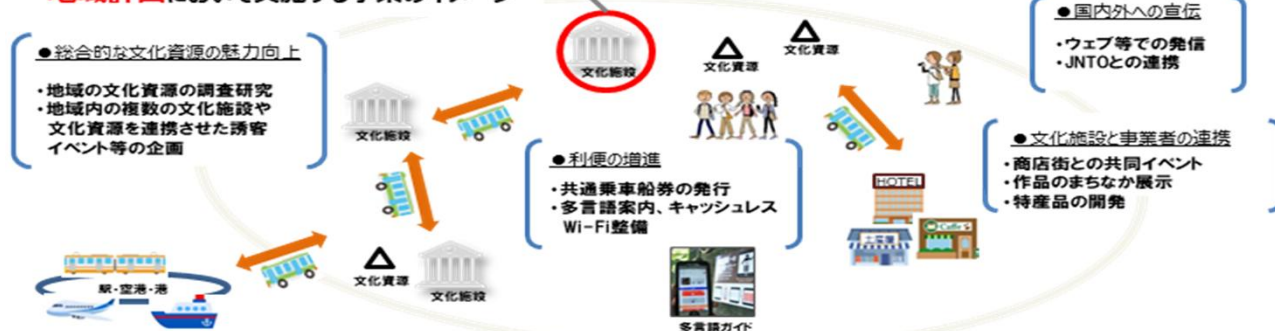
文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき、主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。

- ③計画の推進等のための支援（委託）
＜205百万円＞
- 計画推進を支援するために専門家の派遣や好事例の展開等の伴走支援を実施。
- 計画作成にあたって、事業設計やコンセプトの設定といった伴走支援を実施するほか、事業内容の説明会やセミナーを実施し、裾野拡大に取り組む。
- 計画期間が終了した計画について、フォローアップ調査による成果、課題の分析を実施。
- 文化観光推進法に関する周知啓発や情報発信、好事例の展開を実施。

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



対象者

- ①② 拠点計画又は地域計画の策定主体又は実施主体となる者

対象事業・支援内容

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援
②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援
※補助率：補助対象経費の最大 2 / 3

支援手続スケジュール（予定）

- 新規申請計画（例年のスケジュール：6月～9月頃）
 - 6月頃 新規計画認定申請の公募
 - 7月頃 申請計画について、有識者による審査
申請計画の認定
 - 7月頃 認定計画に基づく事業の公募
 - 8月頃 有識者による審査を経て、採択
- 既認定計画（例年のスケジュール：2月～4月頃）
 - 2月頃 認定計画に基づく事業について、交付要望受付
 - 3月頃 有識者による審査を経て、採択

ご参考：文化庁HP

○文化観光について

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/index.html

【連絡先】文化庁 参事官(文化拠点担当)付 TEL : 03-6734-4893

○原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業

令和8年度概算要求額:
270百万円の内数

概要

多くの芸術家や関係者が原子力被災地域に集い、関わりながら、作品を制作・発信することによって、魅力あるまちづくりを推進するとともに、外部からの人の呼び込みや、帰還する住民が新たな自信と誇りを持てるようになることを目指す。

この目的を実現する観点から、芸術家による滞在制作の支援や、芸術家を活用した関係人口創出に資する事業や環境整備に対する支援等を実施する。※対象地域：福島県被災12市町村

事業イメージ



対象事業

- (1) 芸術家・学生等による滞在制作支援
- (2) アートを活用した原子力被災地域での関係人口創出の取組に係る支援（アーティストの活動拠点整備・アーティストとのコラボ商品開発支援等）

支援内容

- ▶ 補助事業として実施。
- ▶ 令和7年度の事業イメージはこちら
 - (1) <https://hamacul-project.com/>
 - (2) <https://hamado-ri.com/>

支援手続スケジュール（予定）

- 5～6月頃 公募
- 7～8月頃 採択

【連絡先】

経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島芸術文化推進室
TEL：03-3501-2883

○エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

令和8年度概算要求額:
60百万円

概要

地域の自然資源を活用した地域活性化を推進するため、エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域協議会に対して、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズムの活動を支援する。

事業イメージ

エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金）により、エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルール作り等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成
- ・魅力的なツアープログラム作り（安全管理、環境への配慮含む）
- ・カヤック、自転車等の物品の購入



対象者

エコツーリズムに取り組む又は取り組もうとする地域の多様な主体で構成されている地域協議会（市町村の参加は必須）

対象事業

- エコツーリズム地域活性化支援事業（交付金）
エコツーリズムを推進する活動で以下に掲げる事業等を支援。
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
 - ・エコツーリズムの推進体制の整備、強化
 - ・資源調査
 - ・エコツアーのプログラムづくり
 - ・ガイド等の人材育成
 - ・カヤック、自転車等の物品の購入 等

支援内容

エコツーリズムを推進する活動にかかる事業

・・・交付対象経費の1/2（1地域あたりの交付金額は最大で500万円）

支援手続スケジュール（予定）

令和8年度のスケジュールは未定

【参考：令和7年度】

令和7年2月3日～28日：令和7年度事業募集

令和7年4月末頃：交付決定予定

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL 03-5521-8271

○エコツーリズム大賞（環境大臣表彰）

概要

エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等を対象に、優れた取組を表彰し、広く紹介するものです。

（環境省・（一社）日本エコツーリズム協会共催）

※ エコツーリズムと銘打っていないくても、エコツーリズムの考え方に沿った取組みであれば応募できます。

対象者

エコツーリズムに取り組む個人事業者、企業、教育機関、自治体、協議会、地域団体等

年間スケジュール

9月～11月14日 募集期間
1月～2月頃 各賞の発表、表彰式

受賞による効果

- 認知の拡大
全国に向けての発信・周知
- 活動の拡大
取組んでいる方々の自信、地域内外への効果的なアピール。



エコツーリズムのススメホームページ

<https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/award/>

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL 03-5521-8271

一般社団法人日本エコツーリズム協会

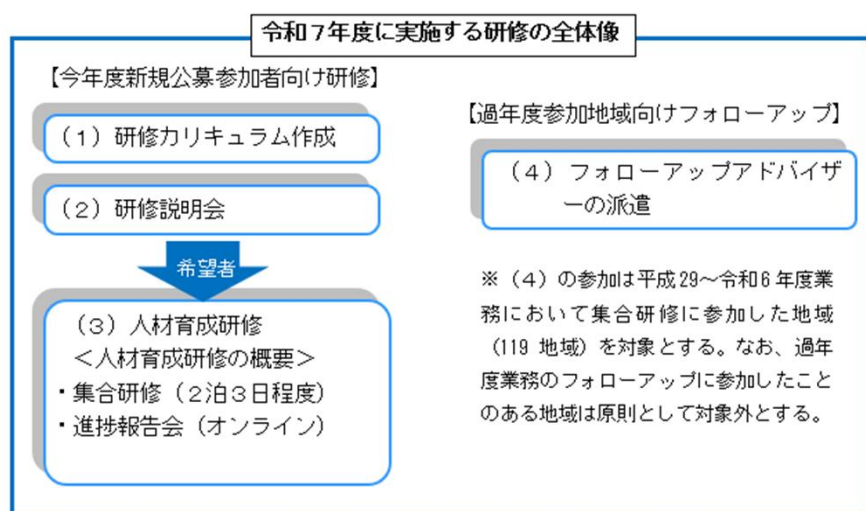
TEL 03-5437-3080

○エコツーリズム等、自然資源を活かした観光振興及び地域づくり支援事業

概要

エコツーリズム等を実践する地域を対象に、国立公園地域に限らず、様々な地域において、地域の自然資源を活用しつつ関係人口・交流人口の創出をはかり、地域づくりを牽引できる地域のコーディネーター・プロデューサーとしての人材を育成するための研修を実施し地域観光まちづくりを支援する。

事業イメージ



対象者

エコツーリズム等、自然資源を活かした観光振興及び地域づくりに取り組む意欲と意思を有する者

※個人参加又は同一地域におけるグループ参加（2～4名程度）を想定。いずれも所属、業種、年齢は問わない。

支援内容

- ・集合研修の実施（エコツーリズム推進地域等）
- ・行動計画の策定、進捗報告会
- ・過年度参加地域向けフォローアップ

※記載内容は令和7年度の想定です。事業名及びカリキュラム構成は変更される可能性があります。

【連絡先】

環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室

TEL 03-5521-8271

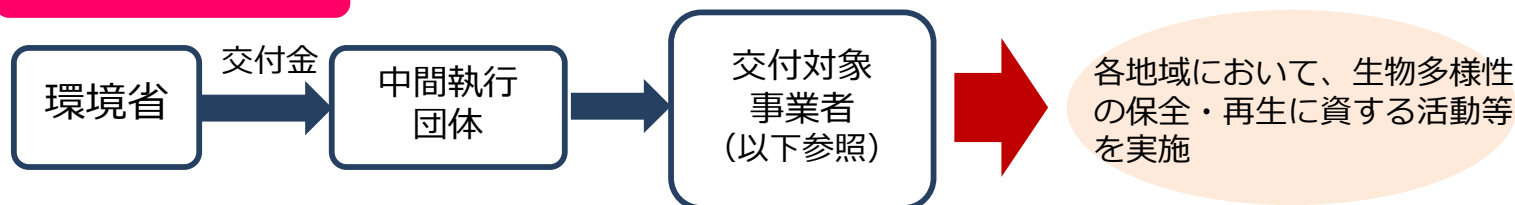
○生物多様性保全推進支援事業

令和8年度概算要求額：
173百万円

概要

各地域において実施される、一定の要件を満たす生物多様性の保全・再生に資する活動等に対し、財政的支援を行うもの。

事業イメージ



対象者

対象事業	交付対象事業者
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	①地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ②支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体
(2) 生物多様性増進活動実施強化	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等
(6) 里山未来拠点形成支援	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）

対象事業

対象事業	交付対象事業の内容
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む）
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動実施区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動

支援内容

対象事業	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は250万円を上限とする	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り250万円を上限とする	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

昨年度からの変更のポイント

昨年度からの変更点はなし。

引き続き、関係法令に基づく指定種や保護地域に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき事業を地域が行う場合に支援。

なお、令和7年度からは、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、地域生物多様性増進法に基づき企業や市町村等が作成する生物多様性の維持・回復・創出に関する増進活動実施計画（自然共生サイトとして認定される当該計画の実施区域を含む。）の作成や、その活動（※）に対する支援を拡充。（対象事業（1）、（2））

※令和5～6年度に地域生物多様性増進法に基づかない「自然共生サイト」として認定されたものも含む。

支援手続スケジュール（予定）

令和8年5月頃：補助事業公募

令和8年7月頃：補助事業決定

備考

事業概要

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html>

過去の採択実績

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/activity/local_gov/hozen/detail.html

【連絡先】 環境省 自然環境局 自然環境計画課
地域ネイチャーポジティブ推進室 TEL:03-5521-8343

○良好な環境を活用した観光モデル事業（予定）

令和8年度概算要求額：
70,000百万円の内数

概要

豊かな水辺、星空、音の風景等、地域特有の自然や文化の保全が行われてきた地域において、インバウンド誘客に資する自然資本の磨き上げとその利活用に取り組み、「良好な環境」を活用したインバウンド観光の推進を図ることを目的としたモデル事業を実施。

事業イメージ

■五感で感じる日本独自の「良好な環境」



名水



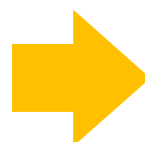
音風景



かおり風景



自然共生サイト



インバウンド誘客
に資する磨き上げ
により、
保全と活用が
好循環する
ウェルビーイングな
観光地域づくりを達成

対象者

地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)・公益法人・NPO法人・企業・学校法人・観光協会等の民間団体、又はこれらを構成団体とする協議会等

ただし、原則として対象地域に拠点を有する団体とし、事務局と直接契約を締結できる者。

対象事業

(1) に掲げる地域において行う、(2) に掲げる事業を対象とする。

(1) 対象地域

名水百選・平成の名水百選・残したい“日本の音風景百選”・かおり風景百選の選出地域、「星空の街・あおぞらの街」全国大会の開催地域（開催予定地域含む）、みどり香るまちづくり企画コンテストの受賞地域、自然共生サイト、ラムサール条約湿地、エコツーリズム全体構想認定地域、過年度の良好環境創出関連モデル事業の対象地域

(2) ①「良好な環境」の磨き上げのための調査・検討

- インバウンド誘客に資する「良好な環境」の掘り起こしやブランディングに係る調査
- インバウンド誘客や保全と利用の好循環の実現に当たっての地域の課題の整理 etc…

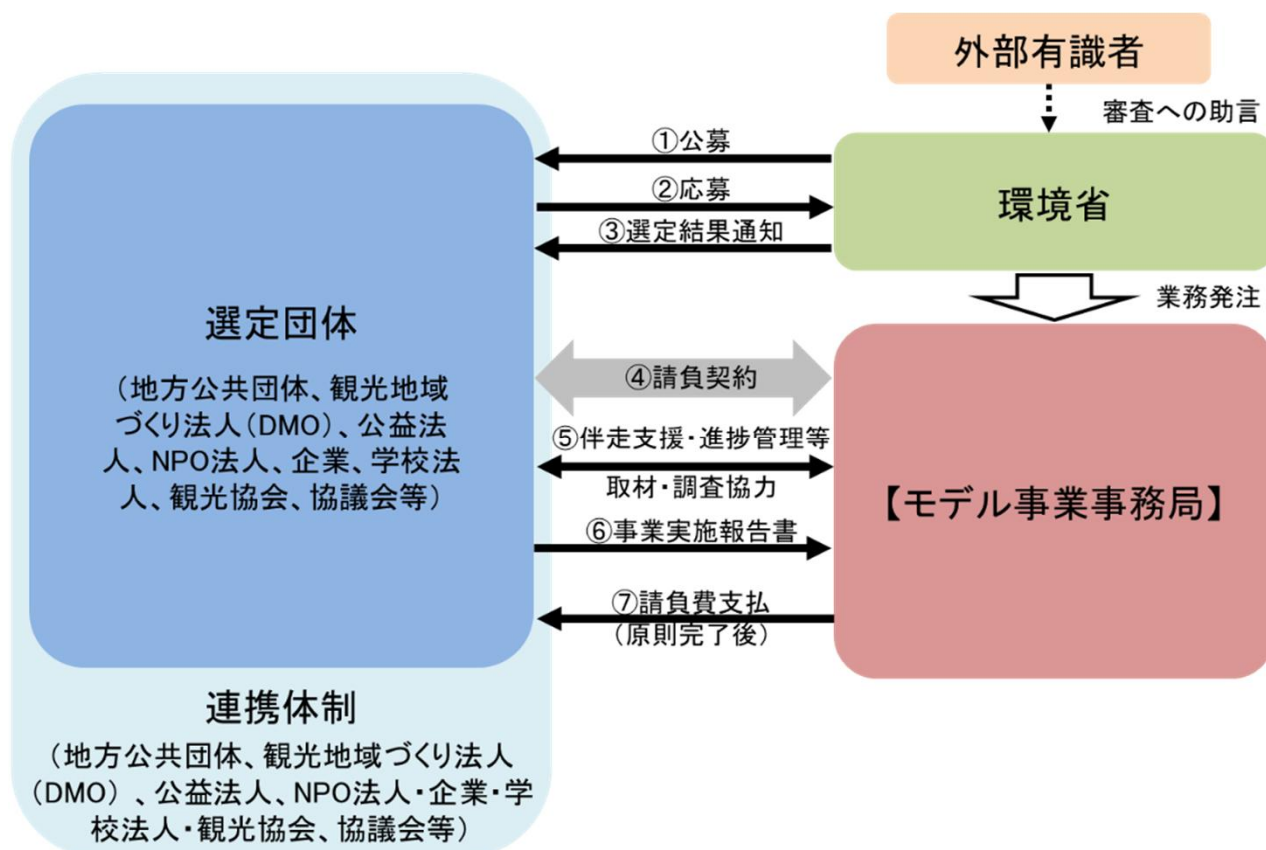
(2) ②「良好な環境」の磨き上げの実践（多言語対応、コンテンツ開発、ツアー造成等）

- 「良好な環境」に係るストーリーを多言語で解説するための訴求力のある素材の作成、環境整備（掲示物や情報媒体の多言語化等）及び人材の育成
- 望まれる来訪者の体験を実現するためのコンテンツやツアーの企画・提供、モニターツアーの実施 etc…

支援内容

- ・モデル事業事務局から選定団体への請負契約により実施
(1団体あたり契約額は1,000万円(税込み)以下)

※ 希望する場合は、最大2年間のモデル事業の実施が可能。
ただし、令和8年度の事業として採択することをもって、年度をまたいだ2カ年の予算措置を確約するものではない。また、継続審査の結果、継続しない場合や、減額の可能性がある。



支援手続スケジュール（予定）

令和8年 1月～2月頃 公募
令和9年 4月頃 選定結果の通知
5月頃～2月末 事業実施

【連絡先】 環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境創造室
TEL:03-5521-8298

○インフラツーリズム

概要

橋、ダム、港などのインフラ(社会資本)を観光資源として活用したインフラツアーを紹介するインフラツーリズムポータルサイトを平成28年1月22日に開設し、全国各地で実施されている現場見学会や民間事業者が催行するツアーなどを幅広く情報発信することにより地域活動を支援します。

各地域で実施しているインフラ施設における現場見学会やツアーの掲載を希望する場合は、各地方整備局等の窓口へご相談下さい。

インフラツーリズムポータルサイト

- ・ 全国のインフラツアー等を掲載
- ・ インフラ施設の見どころ、周辺観光資源等を紹介



インフラツーリズムポータルサイトで 検索

(URL : <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/infratourism/index.html>)

各地の相談窓口

北海道開発局	開発監理部開発連携推進課	TEL:011-709-2311
東北地方整備局	企画部企画課	TEL:022-225-2171
関東地方整備局	企画部広域計画課	TEL:048-600-1330
北陸地方整備局	企画部広域計画課	TEL:025-280-6687
中部地方整備局	企画部企画課	TEL:052-953-8127
近畿地方整備局	企画部広域計画課	TEL:06-6942-1141
中国地方整備局	企画部企画課	TEL:082-221-9231
四国地方整備局	企画部広域計画課	TEL:087-811-8309
九州地方整備局	企画部企画課	TEL:092-471-6331
沖縄総合事務局	開発建設部建設行政課	TEL:098-866-1908

【連絡先】 国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課 TEL: 03-5253-8912

○地域の伝統・魅力等発信支援事業

令和8年度概算要求額：
200百万円の内数

概要

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以降、福島の復興は着実に進展している。一方で、福島に関する報道の減少に伴い、国内外において復興の状況を知る機会が限られ、情報の固定化や風化が進んでいる。

本事業では、被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評払拭や交流人口増加に向けた取組を支援することで、正確な情報が発信される基盤を整備する。

事業イメージ



対象事業

民間団体等による被災12市町村を中心とした福島県の伝統・魅力等の発信による風評払拭や交流人口増加を目指す取組。

支援内容

- ▶ 補助事業として実施。
- ▶ 令和7年度の事業イメージはこちら

<https://miryoku.fukushima.jp/>

支援手続スケジュール（予定）

4～6月頃 公募
6～8月頃 採択

【連絡先】

経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室
TEL：03-3501-2883

○地域経済分析システム（RESAS）・地方創生データ分析評価プラットフォーム（RAIDA）等による地方版総合戦略支援事業

令和8年度概算要求額：
132百万円

○RESASポータル運用・保守事業

令和8年度概算要求額：
172百万円の内数

○地方創生データ分析評価プラットフォームの開発・運用・保守事業

令和8年度概算要求額：
172百万円の内数

概要

地方創生を推進するため、地方公共団体等の地方創生の担い手に対して、RESAS・RAIDA等の普及・活用を促進する。

対象者

地方公共団体、金融機関、商工団体、観光地域づくり法人（DMO）等

支援内容

地方公共団体等の地方創生の担い手が、RESAS等に掲載している地域経済データに基づき、地域の現状・実態を正確に把握した適切な政策立案や経営判断を行えるよう、データ可視化サイトによる情報提供等の支援を行う。

詳細は「内閣官房・内閣府総合サイト＞地方創生総合サイト＞施策＞地域経済分析システム（RESAS（リーサス））＜<https://www.chisou.go.jp/sousei/resas/index.html>＞」に掲載。

昨年度からの変更のポイント

掲載データや機能の更新を実施。

事業イメージ

以下3つのウェブサイトにより、地方公共団体や観光地域づくり法人（DMO）等での施策立案・検討に活用可能な地域経済データをわかりやすく可視化し、その利活用事例を紹介。インターネット環境があれば、だれでも無償で何度でも活用できる。

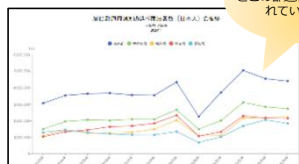
- ・RESAS（リーサス）：地域経済分析システム
- ・RAIDA（レイダ）：地方創生データ分析評価プラットフォーム
- ・RESAS Portal（リーサスポータル）：RESAS活用事例紹介サイト

RESAS

"RESAS"で検索
(<https://resas.go.jp/>)

地域経済の構造データ（産業の強み、人の流れ、人口動態など）を地図やグラフで分かりやすく見える化したデータ可視化のウェブサイト。

どこの都道府県から多く訪れているかな？



RAIDA

"RAIDA"で検索
(<https://raida.go.jp/>)

データにより地域課題を捉え、分析・考察することをサポートし、施策目標の達成を後押しするプラットフォーム。

選択した周辺地域もオンライン手続を利用するニーズはあるかな？

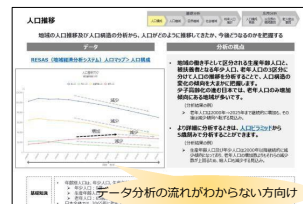


RESAS Portal

"RESAS Portal"で検索
(<https://resas-portal.go.jp/>)

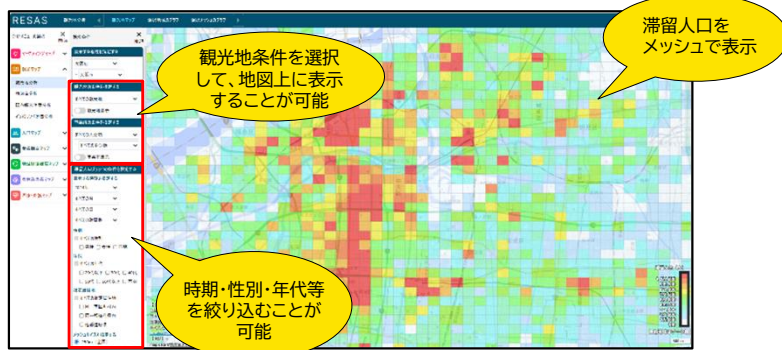
地域経済に関するデータの利活用手法を案内するポータルサイト。地域課題別のデータ分析の視点や分析手法を紹介する地域課題分析ナビゲーション、RESAS等のEBPMツールの使い方紹介などのコンテンツを掲載。

RESAS/RAIDAの使い方は？



RESAS観光マップのご紹介

RESAS観光マップの使い方



地図上で「観光地」と「滞留人口(時期や性別の絞り込み可)」を重ね合わせて表示することで、各観光地にいつ・どの年代が多く訪れているか把握することで、戦略検討を支援します。

※2025年9月時点の情報です。

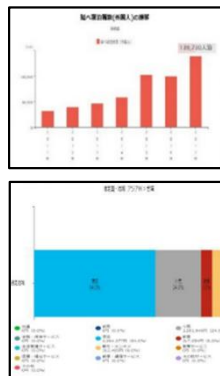
活用事例

RESAS Portalにて、観光や産業振興など様々な分野でのRESAS活用事例をご紹介します。
※事例に記載のメニューは公開中の仕様と異なる場合がございます。

外国人消費データを踏まえたインバウンド向けプロモーションの検討（鳥取県米子市）

【データ分析から得られたポイント】

- ◆【RESAS】鳥取県宿泊者数の内訳をみると、日本人宿泊者数がほぼ横ばいだが、外国人宿泊者数は増加傾向にある。
- ◆【RESAS】外国人観光客の消費動向を居住国別でみると、他の地域と比較して台湾人が宿泊への消費割合が多い。
- ◆【独自アンケート】台湾人の集客は、広島・岡山からの直行便の影響を受けている。



【取組内容】

- ▷岡山・広島と連携した、台湾人向けの観光プロモーションやツーリストパス等の作成。
- ▷当該観光客が宿泊できるように、空き家・空き店舗を改装したゲストハウスやホステルの整備。

参考資料(鳥取県米子市)

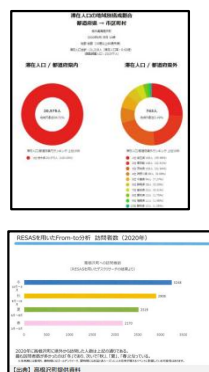
<https://resas-portal.go.jp/medias-import/A190031.ws.pdf>



交流人口の増加に向けた道の駅プロモーション事業の検討（栃木県高根沢町）

【データ分析から得られたポイント】

- ◆【RESAS】滞在人口の内訳をみると、県外からの高根沢町への滞在人口の86%が1都3県と北関東3県の関東圏であることを把握した。
- ◆【RESAS】滞在時期は、下記のとおり、冬→秋→夏→春の順に訪問者が多いことが分かった。
冬(3,248人)、秋(2,906人)、夏(2,519人)、春(2,170人)



【取組内容】

- ▷ターゲットを「1都3県と栃木県（高根沢町を除く）の住民」に限定し、事前調査（訪問の希望時期）の効率実施。
- ▷訪問者が多く、訪問希望者の多い秋(10月)に開催し、1日で2,000人弱が来場。

参考資料(栃木県高根沢町)

https://resas-portal.go.jp/medias-import/A220234_interview.pdf



【連絡先】 内閣府 地方創生推進室

ビッグデータチーム TEL:03-6811-1987

観光戦略立案に資する国土数値情報（GISデータ）の提供

令和8年度概算要求額：
160百万円の内数

概要

地域観光資源への誘客や周遊ルート作成、オーバーツーリズム対策等の観光戦略の立案について、具体的な地理的配置や位置関係をもとに検討できるよう、鉄道やバス等の交通インフラ、観光資源である世界自然遺産・文化遺産等のGISデータを国土数値情報として整備・無償提供している。

観光に関する国土数値情報の整備済みデータ

地域資源・観光	文化財、世界自然遺産、世界文化遺産、観光資源、地域資源、宿泊容量メッシュなど
施設	道の駅、集客施設、医療機関、文化施設など
交通インフラ	鉄道、駅別乗降客数、バス停留所、バスルート、空港など
指定地域	人口集中地区、過疎地域、自然公園地域など
防災関連	洪水浸水想定区域、津波浸水想定、土砂災害警戒区域、避難施設など

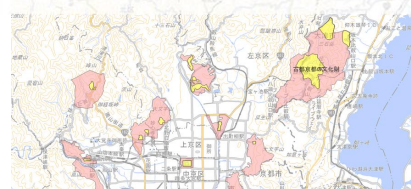
文化財（都道府県指定）

都道府県が指定する文化財の位置、名称、種別等の情報を整備



世界自然遺産・文化遺産

世界自然遺産・世界文化遺産として登録された国内の情報を整備



観光資源

城跡、庭園などの全国の観光地点等に関する情報を整備



道の駅

全国の道の駅の位置、宿泊施設、温泉施設の有無等の情報を整備



鉄道

全国の路線や駅について路線形状、路線名や運営会社等の情報を整備



バス停・バスルート

全国のバス停・バス系統の情報を整備



想定利用者

地域観光資源への誘客や周遊ルート作成等を行う地方公共団体や事業者等。

最新情報

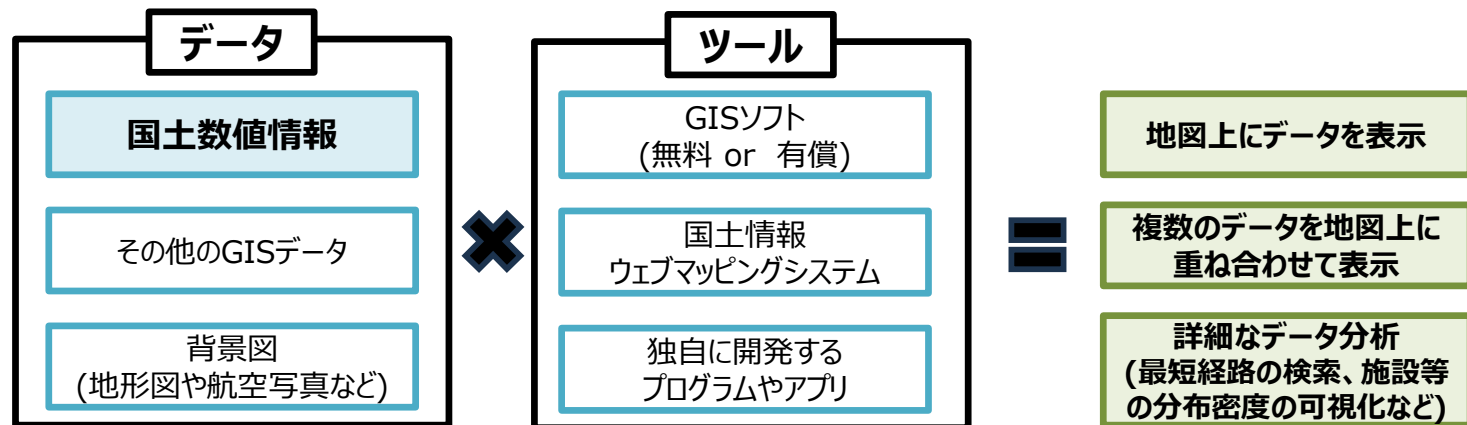
令和8年5月～6月に、「鉄道」「鉄道時系列」「駅別乗降客数」等のデータを更新予定。今後も、防災関連を始めとした様々なデータを整備・更新予定。

活用方法

国土数値情報ダウンロードサイトにてGISデータを無償で提供。
(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

国土数値情報の利用イメージ

国土数値情報ダウンロードサイトでダウンロードできるデータは、「GISソフト」で使うことができます。
また、一部のデータは「国土情報ウェブマッピングシステム」で表示することができます。



具体的な利用方法等は以下URLをご確認ください。

国土数値情報ダウンロードサイト：初めての方へ <https://nlftp.mlit.go.jp/first.html>

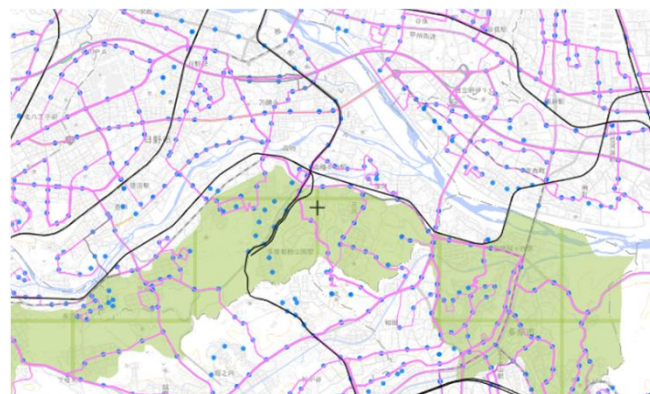
QGISでの国土数値情報利用方法 <https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/manual/manual.html>

※QGIS・・・無償のGISソフト ※GISソフトのインストールについては、各組織のルールに基づいて実施してください。

ウェブマッピングシステム 操作方法 https://nlftp.mlit.go.jp/webmapc/WMS_manual.pdf

観光分野での可視化・分析例

- ・利用者ニーズの高い目的施設に移動しやすいバス停留所の設定、バスルートの見直し
- ・周遊滞在エリアにおける観光資源、地域資源、医療機関等の施設分布可視化
- ・広域的な観光ルートの検討、観光マップ作成
- ・宿泊容量や地域公共交通の現状をふまえたワーケーション施策のプランニング



観光資源と交通インフラの関係を可視化した例
(国土情報ウェブマッピングシステム)

- ・自然公園地域 (緑の部分)
- ・鉄道 (黒い線)
- ・バス停留所 (青のポイント)
- ・バスルート (ピンクの線)

【連絡先】

国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 TEL : 03-5253-8353

国土数値情報ダウンロードサイト (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)

人流データの利活用促進

令和8年度概算要求額：
140百万円

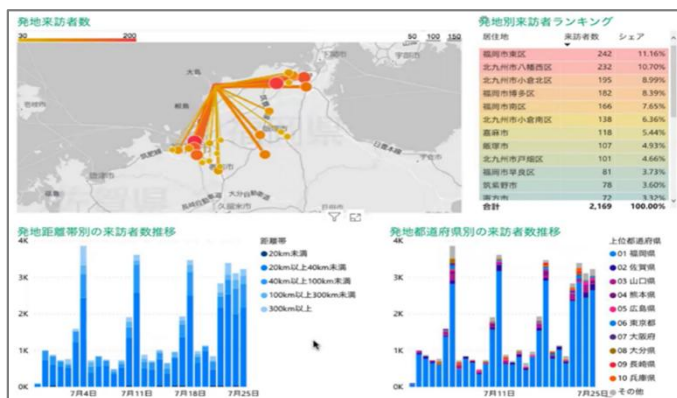
概要

EBPMに不可欠である人流データ（人の移動や滞留に関するデータ）の地方公共団体による利活用を促進するため、「ユースケースの創出」と「利活用のハードルを下げる取組（ツールの公開や利活用の手引きの作成など）」を行っている。

今後は、人流データの社会実装を促進するため、先進事例の横展開を図るほか、取得コストの低廉化に向けた取組等を行う。

人流データ利活用事例

人流データを用いることで、観光客の行動パターンの可視化・把握が可能。地域観光計画の立案や、混雑緩和施策、新たな観光資源の発掘等のEBPMに活用されている。



福岡県糸島市の事例 （「人流データ利活用事例集2025」より）

九州大学と糸島市の共同研究として、観光地「二見ヶ浦」周辺や、その他の観光スポットにおける観光客の動向について、位置情報データに基づいた観光人流データ分析を行い、**観光人流の見える化**を行った。観光客の動態分析結果は、観光協会が開発するバスツアー企画などに活用され、牡蠣小屋から温泉施設への**周遊ルート**の最適化などの具体的な成果を得た。

出典：「人流データ活用普及イベント」荒川豊教授 基調講演資料

人流データ利活用事例集（観光分野以外の事例も掲載）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/chirikukannjoho/tochi_fudousan_kensetsugyo_fr17_000001_00025.html

※令和7年3月に、新たに「人流データ利活用事例集2025」を公開

人流データ利活用手引き集

行政機関や地域の諸団体等が人流データを正しい理解のもと安心して活用できるよう、人流データの選定・取得・提供・利用におけるポイントやユースケースなどをとりまとめ、「人流データ利活用の手引き」として公開。

地域課題解決のための人流データ利活用の手引き

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/chirikukannjoho/tochi_fudousan_kensetsugyo_tk17_000001_00034.html

最新情報

AI等を用いた人流データの活用コスト低廉化や、屋内・地下分析に不可欠な3次元人流データの活用事例の創出に向けた取組を今年度行う予定。

【連絡先】

国土交通省 政策統括官付 地理空間情報課 TEL：03-5253-8353